

平成 2 2 年度業務実績評価シート

氏 名	
-----	--

平成 22 年度 評価項目について

区分	22年度計画記載項目	頁
第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 1	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1
評価項目 2	2 業務管理（リスク管理）の充実	6
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 3	1 業務・システムの効率化と情報化の推進	11
評価項目 4	2 経費の節減	15
第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 5	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	23
評価項目 6	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	31
評価項目 7	3 福祉医療貸付事業（債権管理）	40
評価項目 8	4 福祉医療経営指導事業	48
評価項目 9	5 社会福祉振興助成事業	54
評価項目 10	6 退職手当共済事業	65
評価項目 11	7 心身障害者扶養保険事業	70
評価項目 12	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）	83
評価項目 13	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	87
評価項目 14	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	93
第4 予算、収支計画及び資金計画 第5 短期借入金の限度額 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第7 剰余金の使途		
評価項目 15	第4 予算、収支計画及び資金計画	99
	第5 短期借入金の限度額	100
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	100
	第7 剰余金の使途	100
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
評価項目 16	1 職員の人事に関する計画	104
	2 施設及び設備に関する計画	105
	3 積立金の処分に関する事項	105

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。</p>
<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p> <p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p> <p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。</p> <p>(2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。</p> <p>(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりを推進する。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>【組織のスリム化等】#1 ○ 業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うため、平成22年4月に次のとおり組織改正を行った。 a 理事の削減（役員ポスト▲1名） b 年金貸付部住宅収納課を年金業務課に統合（課長ポスト▲1名） c 大阪支店の福祉契約課と医療契約課を統合し、契約課を新設（課長ポスト▲1名） ≪添付資料：1≫</p> <p>○ 管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化及び顧客等のサポート体制の強化を図るため、平成23年4月に次のとおり組織改正を行うことを決定した。 a 総務部、企画指導部及び情報システム部の管理部門を統合・再編（部長ポスト▲2名） b 業務管理課を廃止し、当該業務を企画室と監査室に移管（課長ポスト▲1名） c 大阪支店の管理部門（総務課）を廃止（次長ポスト▲1名） d 助成事業部支援課と評価課を統合し、助成振興課を新設（課長ポスト▲1名） e 管理部と経営支援室を統合し、顧客業務部を新設</p> <p>【経営企画会議等の運営】#2 ○ 平成22年度においては、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を16回開催し、全役員による平成22年度重点目標の指示、事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討、平成23年度計画の策定、お客さまの声制度の検討・実施、平成21年度業績実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。</p> <p>【業務間の連携強化】#3 ○ 民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るための検討を実施している。 ≪添付資料：2,3≫</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	2 2 年 度 計 画	2 2 年 度 業 務 実 績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取り組んだ。 ○ 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、平成21年度リスク管理債権に関する未然防止策として実施した調査等を踏まえ、平成22年度においては、貸付先に対する実地調査の充実を図るため、個々の案件ごとに事前検討会及び事後報告会を開催する体制を構築した。 また、貸付先に対する実地調査にPDCAサイクルを取り入れ、必要に応じて「実地調査票」等の見直しを行った。 ○ 貸付債権の回収業務を担当している管理部と年金貸付部が連携し、司法書士を講師に招き、当該部署の職員を対象にした勉強会を次のとおり開催し、職員の専門性の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「担保権者の任意処分における留意点」（平成22年9月） ・ 「時効管理について」（平成23年2月） ○ 共済部と情報システム部が連携し、退職手当共済事業の業務委託先が開催する共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAMNET操作説明会を開催し、退職手当共済事業における電子届出システムの利用率の向上を図るため、実際にパソコンを使用した操作の説明を行った。 ○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、災害復旧貸付の実施や被害を受けた皆さまへの特別措置について周知を図った。 また、お客さまの返済相談、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 【平成23年東日本大震災に関する特別相談窓口】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、医療施設向けの融資の返済等に関するご相談 ・ 福祉施設等経営者向けの融資等に関するご相談 ・ 医療施設等経営者向けの融資等に関するご相談 ・ 年金受給者向けの小口資金等に関するご相談 ・ 年金住宅融資等利用者向けの返済等に関するご相談 ・ 退職手当共済事業の手続き、各種届、退職手当金のご請求等に関するご相談

評価の視点等	自己評定	S	評価項目 1	評 定	
	<p>トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、全役員による平成22年度重点目標の指示、事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討、平成23年度計画の策定、お客さまの声制度の検討・実施、平成21年度業績実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等の重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断した。</p> <p>また、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効率的かつ効果的な業務運営の実施を図るとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、経営企画会議の資料、理事長所感及び議事録を全職員に発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進した。</p> <p>民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成21年4月に設置した「民間活動応援本部」の下部組織として、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を目指すための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るための検討を実施している。さらに、顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取り組んだ。</p> <p>一方、業務運営体制の整備については、平成22年4月から理事を削減（役員ポスト▲1名）するとともに、年金貸付部及び大阪支店の再編（課長ポスト▲2名）による組織のスリム化を図るなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。</p> <p>さらに、平成23年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止等により、管理職ポストを削減（部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲2名）するとともに、現業部門の強化と事務処理の効率化を図った。また、債権管理及び経営支援におけるノウハウを共有化し、きめ細かい顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室を統合することを決定した。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、災害復旧貸付の実施や被害を受けた皆さまへの特別措置について周知を図った。また、お客さまの返済相談、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進することができた。また、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進することができた。さらに、平成23年3月の東日本大震災において被災された皆さまに対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図るなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備に資する取組を定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においては、理事の削減を図るとともに、年金貸付部住宅収納課を年金業務課に統合並びに大阪支店の福祉契約課と医療契約課を統合し、契約課を新設するなど、組織改正を行った。 				

<p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p> <p>○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度においては、管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化を行うため、総務部、企画指導部、情報システム部の管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止（当該業務は企画室と監査室に移管）、大阪支店の管理部門（総務課）の廃止、助成事業部支援課と評価課の統合を行うことを決定した。 ・ 債権管理及び経営支援におけるノウハウを共有し、きめ細かい顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室の統合を行うことを決定した。 ※ 業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、全役員による平成22年度重点目標の指示、事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討、平成23年度計画の策定、お客さまの声制度の検討・実施、平成21年度業績実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。 ※ 業務実績P1【経営企画会議等の運営】#2参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るための検討を実施している。 ・ 顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取り組んだ。 ・ 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、平成21年度リスク管理債権に関する未然防止策として実施した調査等を踏まえ、平成22年度においては、貸付先に対する実地調査の充実を図るため、個々の案件ごとに事前検討会及び事後報告会を開催する体制を構築した。 また、貸付先に対する実地調査にPDCAサイクルを取り入れ、必要に応じて「実地調査票」等の見直しを行った。 ・ 貸付債権の回収業務を担当している管理部と年金貸付部が連携し、司法書士を講師に招き、当該部署の職員を対象にした勉強会を次のとおり開催し、職員の専門性の向上を図った。 「担保権者の任意処分における留意点」（平成22年9月） 「時効管理について」（平成23年2月） ・ 共済部と情報システム部が連携し、退職手当共済事業の業務委託先が開催する共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAMNET操作説明会を開催し、退職手当共済事業における電子届出システムの利用率の向上を図るため、実際にパソコンを使用した操作の説明を行った。 ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、災害復旧貸付の実施や被害を受けた皆さまへの特別措置について周知を図
---	--

<p>■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>った。また、お客さまの返済相談、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>※ 業務実績P1【業務間の連携強化】#3参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人業務に対する国民のニーズを把握して業務改善を図る取組、または、職員の積極的な貢献を促すための取組については、次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 平成20年10月に経営理念を策定し、国民の皆様へ発信することにより、当機構の目指す方向性を明確に示し、また、職員間の目標の統一・共有化を図ることができ組織力の向上を実現したところであり、平成22年度においては、理事長の指示に基づき、経営理念を達成するため、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を設定した。 b 経営理念の具体化策の一つとして、理事長以下の役職員がお客さまを直接訪問し、当機構の融資先、助成先の法人が事業を順調に実行しているかを確認するとともに、現地の責任者、指導者等のトップがどのような問題意識を持ち、どのような支援を望んでいるのかといった生の声を聞くことにより、今後の当機構のあり方、存在意義、必要性を確立していく中で活用することとした。 c 民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を目指すための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るための検討を実施している。 d 顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取組んだ。 e 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図ることとした。 f QMSの運用の効率化、有効性の向上を図り、業務上の課題、顧客からのニーズ等に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行い、効率的かつ効果的な業務運営を実施した。 g 各事業部門は経営理念や中期計画と連携して平成22年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの組織目標及び個人目標の進行管理については、QMS及び人事評価制度に基づき適切に実施した。 h 人事評価結果に基づく処遇への反映に当たっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励むことが可能となった。 i 各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指すため、担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修（OJT・Off-JT）を実施した。 j 平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化するとともに、職員の意識改革・意欲向上を実現した。 	
---	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うとともに、平成21年度に策定したリスク・危機管理基本方針等に基づき、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等の抽出・管理を行う。</p> <p>また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 【品質マネジメントシステムの運用等】#4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ QMSが効果的に運用されているかを確認するため、全部署を対象に内部監査を実施し（平成22年6月～9月）、是正・予防処置の充実、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うとともに、同監査において業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的改善活動を推進した。 ○ 各部における業務改善の更なる活性化を目的に、係長・主査及び係員を対象にした職階別のQMS研修を開催した。 <<添付資料：4>> ○ 平成22年3月に策定した「リスク対応計画」における各部の対応状況等について、進捗確認を行うために、平成22年10月にリスク管理委員会を開催した。 ○ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に事業継続計画を策定した。 その後、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画等に基づき、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施することができた。 <<添付資料：5>> ○ 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めた。 <<添付資料：6>> ○ 独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程に基づき、平成22年4月に「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、同年12月に同委員会を開催し、関係法令等の遵守のために内部通報制度を定めた。 <<添付資料：7>> ○ 機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、平成22年6月より「職員意見箱」の運用を開始した。 <p>【業務改善活動の活性化】#5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年9月に改善アイデアの募集を行い（応募総数18件）、優良提案の選定、提案実現に向けての取組を行った。 ○ 平成20年度に提案された改善アイデアのうち、「資格取得支援制度」については、平成22年度から導入し、専門性の高い職員を育成・確保を図った。 また、平成22年度に提案のあった「機構業務へのGIS（地理情報システム）の活用」については、提案者から全役職員を対象に同提案内容及び機構業務に与える有効性についての説明会を開催した。 なお、同GIS（地理情報システム）については、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の位置情報の把握に活用することができた。 <<添付資料：8>>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>なお、平成23年4月10日にISO9001認証期限を迎えることから、運用の成果等を踏まえ認証更新の要否を検討し、更新を行う場合は、更新審査への対応を行う。</p> <p>さらに、業務管理手法の充実を図るため、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコストを把握する。</p>	<p>○ 平成23年4月にISO9001の認証の有効期限が到来することに伴い、審査登録機関による更新審査を平成23年2月に受審し、同年3月に審査登録機関より「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、認証を更新することができた。</p> <p>【業務管理手法の改善等】#6</p> <p>○ 平成21年度実績に基づき、業務活動単位の費用対効果分析を行い、業務プロセスごとのコストを把握・分析し業務管理手法の充実に向けての検討材料とした。</p>
	<p>(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。</p>	<p>(2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。</p>	<p>【ALMシステムの活用】#7</p> <p>○ 平成22年度においては、平成21年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティアダプ分析、デュレーションギャップ分析）を実施した。</p> <p>なお、ALM分析の結果、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）は、対前年度比で縮小しており、将来の金利変動リスクによる財務への影響は低下していることを確認した。</p> <p>○ ALMを活用し、平成23年度予算要求（償還期間を30年に延長）及び財投機関債の発行等のタイミングに合わせ、シナリオ分析を実施した。</p> <p>○ リスク管理債権比率推計モデルを活用し、リスク管理債権比率の推計を実施した。</p>
	<p>(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>(3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成21年度に実施した自己点検の結果を基に、情報セキュリティ対策の強化を図る。</p> <p>また、平成21年度に策定した個人情報保護マニュアルを基に、保有個人情報の適切な管理及び保護について更なる強化を図る。</p>	<p>【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8</p> <p>○ 情報セキュリティに関する自己点検結果等に基づき、情報システムデータの漏えい事故の発生を未然に防ぐことを目的として、外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティの強化を図るとともに、幹部職員向け自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題の抽出を行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握するために実施した自己点検調査結果（平成21年度：職員向け、平成22年度：幹部職員向け）を踏まえ、セキュリティ上特に重要な事項について洗い出し、全役職員に周知を図るため、新しい取組みとしてeラーニング形式による情報セキュリティ研修を実施した。</p> <p>○ 平成21年度に策定した「個人情報保護マニュアル」の遵守状況を把握するために、職員に対してアンケート調査を実施し、その分析結果をもとに「個人情報保護マニュアル」の見直しを行うとともに、個人情報保護の取組強化として、個人情報保護方針を策定した。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：9》</p>

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 2	評 定	
	<p>ISO9001に基づく品質マネジメントシステムが効果的に運用されているかを確認するため、全部署を対象に内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うとともに、同監査において業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的改善活動を推進した。</p> <p>また、平成23年4月にISO9001の認証の有効期限が到来することに伴い、審査登録機関による更新審査を平成23年2月に受審し、同年3月に審査登録機関より「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、認証を更新することができた。</p> <p>機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスク等については、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成22年10月にはリスク管理委員会を開催し、各部の対応状況等について進捗確認を行うとともに、評価方法や計画見直しなどについて検討した。</p> <p>なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」を策定した。その後、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画に基づき、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施することができた。</p> <p>さらに、内部統制の取組の一環として、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、ガバナンス体制の更なる強化を図った。</p> <p>また、平成22年度においては、平成21年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティアラダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施した結果、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）は、対前年度比で縮小しており、将来の金利変動リスクによる財務への影響は低下していることを確認した。</p> <p>さらに、業務改善活動の活性化を図ることを目的に平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を平成22年度においても効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図った。</p> <p>個人情報保護の取組については、平成21年度に策定した個人情報保護マニュアルに基づき、個人情報の適切な管理及び保護を行っているが、職員に対して実施した個人情報保護に対するアンケート調査結果を踏まえ、同マニュアルを見直すとともに、個人情報保護方針を策定するなど、個人情報保護に関する更なる強化を図った。</p> <p>また、情報セキュリティに関する自己点検結果等に基づき、セキュリティの強化を図るとともに、セキュリティ上特に重要な事項について洗い出し、全役職員に周知を図るため、新しい取組みとしてe-ラーニング形式による情報セキュリティ研修を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化を図った。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じて、継続的な改善活動を推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応することができた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、平成23年2月に策定した事業継続計画に基づき、速やかに緊急対策業務を実施することができた。</p> <p>また、内部統制の取組の一環として、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、ガバナンス体制の更なる強化を図るなど、業務管理（リスク管理）の充実に資する取組を定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p>	

<p>【評価の視点】</p> <p>○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。</p> <p>○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。</p> <p>○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QMSの運用等を通じ、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図った。また、QMS内部監査において、必要な提案等を実施するとともに、各部における業務改善の推進等に向けた積極的な取組を確認することができた。 ・ 平成23年2月に審査登録機関による更新審査を受審し、「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、平成23年3月に認証を更新することができた。 ・ 平成22年3月に策定した「リスク対応計画」における各部の対応状況等について、進捗確認を行うために、平成22年10月にリスク管理委員会を開催した。 ・ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に事業継続計画を策定した。 その後、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画等を踏まえ、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施することができた。 ・ 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員等の法令の遵守における基本方針を定めた。 ・ 独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程に基づき、平成22年4月に「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、同年12月に同委員会を開催し、関係法令等の遵守のために内部通報制度を定めた。 ・ 機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、平成22年6月より「職員意見箱」の運用を開始した。 ※ 業務実績P6【品質マネジメントシステムの運用等】#4参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善アイデア提案制度の運用を通じ、職員から寄せられた業務改善に関する提案について、その実現に向けての取組を行った。 なお、平成20年度に提案された改善アイデアのうち、「資格取得支援制度」については、平成22年度から導入し、専門性の高い職員を育成・確保を図った。 また、平成22年度に提案のあった「機構業務へのGIS（地理情報システム）の活用」については、提案者から全役職員を対象に同提案内容及び機構業務に与える有効性についての説明会を開催した。 なお、同GIS（地理情報システム）については、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の位置情報の把握に活用することができた。 ※ 業務実績P6【業務改善活動の活性化】#5参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度実績に基づき、業務活動単位の費用対効果分析を行い、業務プロセスごとの 	
--	---	--

<p>○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。</p> <p>○ 個人情報を適切に管理しているか。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。</p> <p>■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>コストを把握・分析し業務管理手法の充実に向けての検討材料とした。 ※ 業務実績P7【業務管理手法の改善等】#6参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においては、平成21年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティアダプター分析、デュレーションギャップ分析）を実施した。 なお、ALM分析の結果、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）は、対前年度比で縮小しており、将来の金利変動リスクによる財務への影響は低下していることを確認した。 ALMを活用し、平成23年度予算要求（償還期間を30年に延長）及び財投機関債の発行等のタイミングに合わせ、シナリオ分析を実施した。 リスク管理債権比率推計モデルを活用し、リスク管理債権比率の推計を実施した。 ※ 業務実績P7【ALMシステムの活用】#7参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に策定した「個人情報保護マニュアル」の遵守状況を把握するために、職員に対してアンケート調査を実施し、その分析結果をもとに「個人情報保護マニュアル」の見直しを行うとともに、個人情報保護の取組強化として、個人情報保護方針を策定した。 ※ 業務実績P7【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照 情報セキュリティに関する自己点検結果等に基づき、情報システムデータの漏えい事故の発生を未然に防ぐことを目的として、外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティの強化を図るとともに、幹部職員向け自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題の抽出を行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。 情報セキュリティ対策の実施状況を把握するために実施した自己点検調査結果（平成21年度：職員向け、平成22年度：幹部職員向け）を踏まえ、セキュリティ上特に重要な事項について洗い出し、全役職員に周知を図るため、新しい取組みとしてe-ラーニング形式による情報セキュリティ研修を実施した。 ※ 業務実績P7【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照 <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P38「内部統制」参照</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p>	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p>	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。 ① 平成21年度における「福祉保健医療情報サービス事業の業務・システム最適化計画」の実施状況を踏まえつつ、更なる効率化に向けて計画の見直しを行う。 ② 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る外部委託業務の適正な管理を行うため、入力作業等委託業務の調達を実施し、調達済みのシステム運用保守業務との円滑な業務連携の支援を実施する。 ③ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るため、電子申請届出の利用率向上を図る。</p>	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9 ○ WAM NETについては、厚生労働省省内事業仕分けの結果、並びに、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、重複する行政情報等、見直しが必要なコンテンツの検討を行った。 ○ 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応募事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成するなどの支援を行った。 ○ 委託事業者が変更となった退職手当共済事業等の入力作業等業務については、円滑な移行を行うため、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、作業実施に必要な支援を行った。 ○ 福祉医療貸付事業の貸付先が毎年度提出する事業報告書等の電子報告システムについては、報告機能の改善やシステム画面に注意事項を追加するなどの機能改善を行い、平成22年7月から運用を開始した。 ○ 退職手当共済事業において、電子届出システムを利用して掛金納付対象職員届を提出した共済契約者の意見を踏まえ、電子届出システムの改善点を取りまとめのうえ、システムを改善し、操作性の向上を図った。 《添付資料：10》</p>
<p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p>	<p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。</p>	<p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修・改善等を行う。</p>	<p>【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10 ○ 福祉医療経営指導事業については、診断用散布図の改善や分析対象施設を追加するなど分析機能の強化を図るため、平成22年6月に経営分析システム等の改修を実施した。 ○ 福祉医療貸付事業については、保証人免除に係るオンコスト方式の導入等融資条件の変更への対応を図るため、平成23年1月に貸付総合電算システムの改修を実施した。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働基準法改正により、時間外労働の割増賃金率の引上げが制度化されたことに対応するため、平成22年12月に稟議・決裁システムの改修を実施した。
<p>(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。</p>	<p>(3) 情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。</p> <p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。</p>	<p>(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき外部研修の受講及びワークショップを実施する。</p> <p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p>	<p>【情報化推進体制の強化等】#11</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年5月に選定した情報化統括責任者(CIO)補佐官の契約期間が平成22年7月に満了したことに伴い、引き続き、情報化推進体制の強化を図るため、平成22年8月に情報化統括責任者(CIO)補佐官を企画競争にて選定した。 ○ 情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心として平成23年度情報化推進計画等を策定した。 <p>【IT技能の習得】#12</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化推進及び情報システム運用(保守)管理の向上を図るため、情報管理課職員向けの課内勉強会を8回実施するとともに、教育訓練手順書に基づき、外部研修を20回受講した。 ○ 機構内の情報システムに潜む課題抽出と対応を検討するワークショップを22回開催し、自主的な取り組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。 <p>【職員研修の実施】#13</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を27回(受講者:130名)実施した。 ○ 情報システム利用部門職員向けに、情報システム開発・改修における主体的関与事項に関するノウハウ習得を目的として、平成22年6月に情報化統括責任者(CIO)補佐官による研修(受講者:24名)を実施した。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 3	評 定	
	<p>業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成するなどの支援を行った。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な業者を選定するとともに、コストの縮減（約▲15百万円）を図ることができた。また、委託事業者が変更となった退職手当共済事業等の入力作業等業務については、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、作業実施に必要な支援を行った。</p> <p>福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、利用者の意見を踏まえた機能改善を実施し、利用者の利便性の向上を図った。その結果、同システムの利用率は、福祉医療貸付事業の事業報告書においては64%（前年度55%）、退職手当共済事業の掛金届等においては81%（前年度79%）とそれぞれ向上し、機構の業務の効率化に寄与した。業務システム・最適化計画以外のシステムについては、福祉医療経営指導事業において、診断用散布図の改善や分析対象施設を追加するなど分析機能の強化を図るため、平成22年6月に経営分析システム等を改修し、また、福祉医療貸付事業において、保証人免除に係るオンコスト方式の導入等融資条件の変更への対応を図るため、平成23年1月に貸付総合電算システムの改修、さらに、労働基準法改正により、時間外労働の割増賃金率の引上げが制度化されたことに対応するため、平成22年12月に稟議・決裁システムを改修するなど、機構の業務を効率的かつ安定的に支援することができた。</p> <p>一方、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を20回受講するとともに、機構職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を27回（受講者130名）実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図ることができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> WAM NETについては、厚生労働省省内事業仕分けの結果、並びに、見直しの基本方針に基づき、重複する行政情報等、見直しが必要なコンテンツの検討を行った。 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成するなどの支援を行った。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な業者を選定するとともに、コストの縮減（約▲15百万円）を図ることができた。 委託事業者が変更となった退職手当共済事業等の入力作業等業務については、円滑な移行を行うため、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、作業実施に必要な支援を行った。 				

<p>○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。</p> <p>○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。</p> <p>○ IT技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。</p> <p>○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業の貸付先が毎年度提出する事業報告書等の電子報告システムについては、報告機能の改善やシステム画面に注意事項を追加するなどの機能改善を行い、平成22年7月から運用を開始した。 ・ 退職手当共済事業において、電子届出システムを利用して掛金納付対象職員届を提出した共済契約者の意見を踏まえ、電子届出システムの改善点を取りまとめのうえ、システムを改善し、操作性の向上を図った。 ※ 業務実績P11【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療経営指導事業については、診断用散布図の改善や分析対象施設を追加するなど分析機能の強化を図るため、経営分析システム等の改修を実施した。 ・ 福祉医療貸付事業については、保証人免除に係るオンコスト方式の導入等融資条件の変更への対応を図るため、貸付総合電算システムの改修を実施した。 ・ 労働基準法改正により、時間外労働の割増賃金率の引上げが制度化されたことに対応するため、稟議・決裁システムの改修を実施した。 ※ 業務実績P11【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年5月に選定した情報化統括責任者（CIO）補佐官の契約期間が平成22年7月に満了したことに伴い、引き続き、情報化推進体制の強化を図るため、平成22年8月に情報化統括責任者（CIO）補佐官を企画競争にて選定した。 ・ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として平成23年度情報化推進計画等を策定した。 ※ 業務実績P12【情報化推進体制の強化等】#11参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化推進計画及びQMSの教育訓練手順書に基づき外部研修を受講するとともに、機構内の情報システムに潜む課題抽出と対応を検討するワークショップを開催し、自主的な取り組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。 ※ 業務実績P12【IT技能の習得】#12参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化推進計画に基づき、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を計画的に実施するとともに、情報システム利用部門職員向けに、情報システム開発・改修における主体的関与事項に関するノウハウ習得を目的として、情報化統括責任者（CIO）補佐官による研修を実施した。 ※ 業務実績P12【職員研修の実施】#13参照 	
---	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																																
<p>2 経費の節減 (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p>2 経費の節減 【業務の外部委託の活用】#14 ○ 福祉医療貸付事業の貸付先から提出される事業報告書の決算データ等の入力作業において、外部委託（アウトソーシング）を活用した。</p>																																																
<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 また、一者応札、一者応募に係る対応については、入札等参加要件の緩和など必要な措置を講じる。</p>	<p>【随意契約の適正化】#15 ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表している。なお、同計画に基づく取組状況については、次表のとおりである。 (単位：件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="1798 869 2875 1272"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成20年度実績 (参考)</th> <th colspan="2">平成22年度実績</th> <th colspan="2">見直し計画 (参考)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(47.4%) 37</td> <td>(34.3%) 15.8</td> <td>(69.4%) 34</td> <td>(41.7%) 6.8</td> <td>(59.0%) 46</td> <td>(77.7%) 35.7</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(24.4%) 19</td> <td>(11.7%) 5.4</td> <td>(16.3%) 8</td> <td>(30.8%) 5.0</td> <td>(33.3%) 26</td> <td>(14.5%) 6.7</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約 (小計)</td> <td>(71.8%) 56</td> <td>(4.6%) 21.1</td> <td>(85.7%) 42</td> <td>(72.5%) 11.7</td> <td>(92.3%) 72</td> <td>(92.2%) 42.4</td> </tr> <tr> <td>競争性のない 随意契約</td> <td>(28.2%) 22</td> <td>(54.0%) 24.8</td> <td>(14.3%) 7</td> <td>(27.5%) 4.5</td> <td>(7.7%) 6</td> <td>(7.8%) 3.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%) 78</td> <td>(100%) 46.0</td> <td>(100%) 49</td> <td>(100%) 16.2</td> <td>(100%) 78</td> <td>(100%) 46.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <p>○ 随意契約等見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、ホームページにおいて公表済みである「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組を行い、競争性、透明性の一層の確保を図った。 【1者応札・1者応募に係る具体的な改善方策】 ・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること（国における「予算決算及び会計令」等においては10日間） ・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しないこと 等</p> <p>○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総O406第5号）を踏まえ、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底した。 ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査</p>	区分	平成20年度実績 (参考)		平成22年度実績		見直し計画 (参考)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(69.4%) 34	(41.7%) 6.8	(59.0%) 46	(77.7%) 35.7	企画競争・公募	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(16.3%) 8	(30.8%) 5.0	(33.3%) 26	(14.5%) 6.7	競争性のある契約 (小計)	(71.8%) 56	(4.6%) 21.1	(85.7%) 42	(72.5%) 11.7	(92.3%) 72	(92.2%) 42.4	競争性のない 随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(14.3%) 7	(27.5%) 4.5	(7.7%) 6	(7.8%) 3.6	合計	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 49	(100%) 16.2	(100%) 78	(100%) 46.0
区分	平成20年度実績 (参考)		平成22年度実績		見直し計画 (参考)																																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																													
競争入札等	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(69.4%) 34	(41.7%) 6.8	(59.0%) 46	(77.7%) 35.7																																													
企画競争・公募	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(16.3%) 8	(30.8%) 5.0	(33.3%) 26	(14.5%) 6.7																																													
競争性のある契約 (小計)	(71.8%) 56	(4.6%) 21.1	(85.7%) 42	(72.5%) 11.7	(92.3%) 72	(92.2%) 42.4																																													
競争性のない 随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(14.3%) 7	(27.5%) 4.5	(7.7%) 6	(7.8%) 3.6																																													
合計	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 49	(100%) 16.2	(100%) 78	(100%) 46.0																																													

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																									
<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合には審査を行うこと</p> <p>○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考)</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な(又は徹底的な)チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。</p> </div> <p>○ 「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成22年5月26日総務省行管局長から各府省官房長宛て事務連絡)により、平成22年度においても引き続き各独立行政法人に監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を存置することとされたことから、平成23年2月22日に同委員会の点検を受けた。</p> <p>○ 前記の契約監視委員会(平成23年2月22日開催)においては、次の契約について点検を受けた。</p> <table border="1" data-bbox="1855 1092 2873 1396"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成21年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成22年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度契約予定案件</td> <td>一者応札・一者応募</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>44件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったもの対象とした。</p> <p>[点検の観点]</p> <table border="1" data-bbox="1855 1470 2873 1701"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>点 検 の 観 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検結果]</p> <p>主な指摘としては、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの運用保守契約について、一般論であるが、複数年契約にすることで、より安価となる可能性があるため、検討いただきたい。 ・ 業務システムの採用にあたっては、より汎用性の高いプログラミング言語による開発を行うことにより、その後の運用保守等に係る契約について、競争性が確 	区 分		件 数	平成21年度契約	競争性のない随意契約	4件	一者応札・一者応募	23件	平成22年度契約※	競争性のない随意契約	6件	一者応札・一者応募	10件	平成22年度契約予定案件	一者応札・一者応募	1件	合 計		44件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性	一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性
区 分		件 数																										
平成21年度契約	競争性のない随意契約	4件																										
	一者応札・一者応募	23件																										
平成22年度契約※	競争性のない随意契約	6件																										
	一者応札・一者応募	10件																										
平成22年度契約予定案件	一者応札・一者応募	1件																										
合 計		44件																										
区 分	点 検 の 観 点																											
随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性																											
一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性																											

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																							
<p>(3) 一般管理費、人件費及び業務経費(退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。</p>	<p>(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。</p>	<p>(3) 業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進する。</p>	<p>保されるよう検討いただきたい。</p> <p>【業務方法の改善等による事務効率化】#16</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便料金等の削減を図るため、新規の郵便商品の導入など郵送方法の見直しを行い、平成22年9月より実施した。(約1,778万円節減) ○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。(約98万円節減) ○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷等を徹底し、コピー機保守料を節約した。(約547万円節減) ○ コピー用紙の削減(約177万円)及びファイルなどの紙製品を削減(約274万円)した。 ○ 事務所の賃貸交渉を実施し、大阪支店の事務所賃料を削減した。(約311万円) ○ 外部倉庫の価格交渉を行い、平成23年1月から引き下げを実施した。(約51万円節減/3か月分) ○ 旅費については、旅行パックの利用等による削減(約357万円)及びタクシー利用の厳格化により削減(約333万円)した。 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、各々の事業において作成していたリーフレットを一本化することにより、リーフレット作成に係る事務の効率化を図った。(約177万円節減) ○ システム運用の業務の効率化及び迅速化を図るため、利用者からの申請に伴うデータ修正手続きの自動化を図った。 ○ 退職手当共済事業において、共済契約者及び機構の事務負担軽減のために、退職共済電子届出システムを利用していない共済契約者(3,475法人)に対して利用促進を図った結果、454法人が新たに電子届出システムを利用することとなった。 																							
	<p>(4) 一般管理費、人件費及び業務経費(退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予</p>	<p>(4) 一般管理費、人件費及び業務経費(退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努める</p>	<p>【一般管理費等の節減】#17</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度においては、平成19年度予算と比べて14.5%縮減した予算を策定した結果、予算を上回る21.9%の節減を行った。 <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th colspan="2">平成22年度</th> </tr> <tr> <th>(予算)</th> <th>(実績)</th> <th>(実績)</th> <th>(予算)</th> <th>(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>6,319</td> <td>5,768</td> <td>5,534</td> <td>5,403</td> <td>4,936</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>—</td> <td>▲8.7%</td> <td>▲12.4%</td> <td>▲14.5%</td> <td>▲21.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		(予算)	(実績)	(実績)	(予算)	(実績)	金額	6,319	5,768	5,534	5,403	4,936	節減率	—	▲8.7%	▲12.4%	▲14.5%	▲21.9%
区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度																					
	(予算)	(実績)	(実績)	(予算)	(実績)																					
金額	6,319	5,768	5,534	5,403	4,936																					
節減率	—	▲8.7%	▲12.4%	▲14.5%	▲21.9%																					

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>算と比べて15.5%程度の額を削減する。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>とともに、更なる経費の削減への取組を行う。</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。</p>	<p>【人件費の削減】#18</p> <p>○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として中期計画における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（13.0%）を実施した。</p> <p>【給与水準の検証結果】#19</p> <p>○ 機構の給与水準の適切性に係る検証を行うとともに、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で平成23年6月に公表した。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：11》</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 4	評 定	
	<p>随意契約の適正化については、平成22年4月に新たに策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約を平成22年度において7件にまで減少することができた。また、機構ホームページに公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、競争性、透明性一層の確保を図った。さらに、平成21年度に引き続き、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年2月22日開催し、契約について点検を受けた。</p> <p>一般管理費等の節減については、システム開発費や運用保守経費といったシステム関連経費の抑制や冗費削減の取組みにより、平成22年度予算（平成19年度予算と比べて14.5%縮減）の縮減幅を上回る21.9%の額を節減することができた。</p> <p>また、業務の効率化及び経費の節減の観点から、会議資料のペーパーレス化、リーフレット等の発行の見直しを行うとともに、郵便料金、電気使用料、印刷費及び外部倉庫費用の実情を把握したうえで、各費用の節減などに取組み、コストの節減を図った。具体的な効果としては、郵便料金については、新規の郵便商品の導入など郵送方法を見直すことにより、平成21年度と比較して約1,778万円、電気使用料については、使用していない部分の消灯の徹底、電灯の間引きなどを通じ、平成21年度と比較して15%削減にあたる約98万円を削減した。さらに、コピー機保守料やパンフレット等の印刷経費で約1,175万円、事務所の賃料及び外部倉庫費用の見直しにより約515万円（年間換算）、旅費等の見直しにより約690万円など、合計で約4,256万円のコスト節減を実現することができた。また、限られた資源を有効に活用するという観点から、エコ対策に対しても一定の効果があったものと思われる。</p> <p>人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成17年度との比較で13.0%削減するとともに、機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で公表した。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p>	
<p>[数値目標]</p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあわせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>③ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。</p>	<p>① 一般管理費等については、システム開発費や運用保守経費といったシステム関連経費の抑制や冗費削減の取組みにより、平成22年度予算（平成19年度予算と比べて14.5%縮減）の縮減幅を上回る21.9%の額を節減することができた。</p> <p>※ 業務実績P17【一般管理費等の節減】#17参照</p> <p>② 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行ってきた結果、平成17年度との比較で13.0%削減した。</p> <p>※ 業務実績P18【人件費の削減】#18参照</p> <p>③ 対国家公務員指数は、本俸引下げ等の給与体系の見直しや組織のスリム化を進めてきた結果、逡減傾向にあり、平成22年度における年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は102.2ポイント（対前年度▲1.3ポイント）となった。</p>				

<p>【評価の視点】</p> <p>○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。</p> <p>○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p> <p>■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。</p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> データ入力、提出書類の点検等の業務の一部について、外部委託（アウトソーシング）を有効に活用し、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P15【業務の外部委託の活用】#14参照 <p>【実績：○】</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>【実績：○】</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>【実績：○】</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>【実績：○】</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>【実績：○】</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、各々の事業において作成していたリーフレットを一本化することにより、リーフレット作成に係る事務の効率化を図った。 システム運用の業務の効率化及び迅速化を図るため、利用者からの申請に伴うデータ修正手続きの自動化を図った。 退職手当共済事業において、共済契約者及び機構の事務負担軽減のために、退職共済電子届出システムを利用していない共済契約者（3,475法人）に対して利用促進を図った結果、454法人が新たに電子届出システムを利用することとなった。[利用率81%（前年度79%）] ※ 業務実績P17【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり節減することができた。 <p>【実績：○】</p> <p>○ 郵便料金等の削減を図るため、新規の郵便商品の導入など郵送方法の見直しを行い、平成</p>	
---	---	--

<p>○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取り組んでいるか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 <p>■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規</p>	<p>22年9月より実施した。（約1,778万円節減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。（約98万円節減） ○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷等を徹底し、コピー機保守料を節約した。（約547万円節減） ○ コピー用紙の削減（約177万円）及びファイルなどの紙製品を削減（約274万円）した。 ○ 事務所の賃貸交渉を実施し、大阪支店の事務所賃料を削減した。（約311万円） ○ 外部倉庫の価格交渉を行い、平成23年1月から引き下げを実施した。（約51万円節減／3か月分） ○ 旅費については、旅行パックの利用等による削減（約357万円）及びタクシー利用の厳格化により削減（約333万円）した。 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、各々の事業において作成していたリーフレットを一本化することにより、リーフレット作成に係る事務の効率化を図った。（約177万円節減） ※ 業務実績P17【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照 <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p>	
--	--	--

<p>模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。</p>	<p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p>	
--	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																																				
<p>第4 業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>																																																				
<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>125,000,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>126,300,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度		千円	貸付契約額	125,000,000	資金交付額	126,300,000	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>168,609,100</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>150,815,500</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度		千円	貸付契約額	168,609,100	資金交付額	150,815,500																																				
区分	平成22事業年度																																																						
	千円																																																						
貸付契約額	125,000,000																																																						
資金交付額	126,300,000																																																						
区分	平成22事業年度																																																						
	千円																																																						
貸付契約額	168,609,100																																																						
資金交付額	150,815,500																																																						
<p>(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。</p>	<p>【福祉貸付事業の実績】#20</p> <p>○ 平成22年度における貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <p>《貸付審査の実績》 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種別</th> <th colspan="2">平成22年度</th> <th colspan="2">[参考]平成21年度</th> <th rowspan="2">伸率 (金額) 割合</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>639</td> <td>208,894</td> <td>262</td> <td>84,075</td> <td>248.5%</td> </tr> <tr> <td> うち特別養護老人ホーム</td> <td>502</td> <td>194,641</td> <td>182</td> <td>71,865</td> <td>270.8%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>587</td> <td>37,338</td> <td>302</td> <td>20,287</td> <td>184.0%</td> </tr> <tr> <td> うち保育所</td> <td>538</td> <td>33,177</td> <td>277</td> <td>18,095</td> <td>183.3%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>167</td> <td>10,417</td> <td>125</td> <td>7,589</td> <td>137.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>39</td> <td>2,890</td> <td>10</td> <td>495</td> <td>583.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,432</td> <td>259,539</td> <td>699</td> <td>112,446</td> <td>230.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 経営資金（制度改正及び経済情勢悪化等を含む。）を含んでいる。（平成22年度8件）</p> <p>【福祉貸付事業における融資方針の策定】#21</p> <p>○ 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、平成22年度の融資方針を平成22年3月に策定し、機構のホームページにて公表した。</p>	施設の種別	平成22年度		[参考]平成21年度		伸率 (金額) 割合	件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	639	208,894	262	84,075	248.5%	うち特別養護老人ホーム	502	194,641	182	71,865	270.8%	児童福祉関係施設	587	37,338	302	20,287	184.0%	うち保育所	538	33,177	277	18,095	183.3%	障害者福祉関係施設	167	10,417	125	7,589	137.3%	その他	39	2,890	10	495	583.8%	計	1,432	259,539	699	112,446	230.8%
施設の種別	平成22年度		[参考]平成21年度		伸率 (金額) 割合																																																		
	件数	金額	件数	金額																																																			
老人福祉関係施設	639	208,894	262	84,075	248.5%																																																		
うち特別養護老人ホーム	502	194,641	182	71,865	270.8%																																																		
児童福祉関係施設	587	37,338	302	20,287	184.0%																																																		
うち保育所	538	33,177	277	18,095	183.3%																																																		
障害者福祉関係施設	167	10,417	125	7,589	137.3%																																																		
その他	39	2,890	10	495	583.8%																																																		
計	1,432	259,539	699	112,446	230.8%																																																		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																						
			<p>また、各都道府県市の実務担当者を対象とした説明会において、融資方針の内容等を説明したうえで、民生主管部局長あて通知することにより、市町村や社会福祉法人等への周知等を図った。 <<添付資料：12>></p> <p>○ 平成23年度の融資方針については、厚生労働省関係部署と調整のうえ、平成23年3月に策定した後、機構のホームページにて公表した。</p>																						
<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金の融資について、優遇措置等を講じ実施する。 また、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、平成22年度予算においては、 ① ユニット型特別養護老人ホームで25年の償還期間が認められたこと ② 社会福祉法人にオンコスト方式の保証人免除制度の導入が認められたこと から、これらの円滑な導入を図る。</p>	<p>【福祉貸付事業に係る政策適合性】 #22</p> <p>○ 介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金の融資について、次のとおり優遇措置等を講じて実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ b 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ c 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ d 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ e スプリングラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ f 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引き上げ及び貸付金利の引下げ <p>[優遇措置の利用状況]</p> <table border="1" data-bbox="1852 1018 2881 1409"> <thead> <tr> <th>優 遇 内 容</th> <th>貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 介護基盤の緊急整備</td> <td>555件</td> </tr> <tr> <td>b 耐震化整備</td> <td>66件</td> </tr> <tr> <td>c 保育所等の整備</td> <td>542件</td> </tr> <tr> <td>d 障害者の就労支援</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>e 消防用設備の整備</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>f 療養病床の再編</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,164件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ また、平成22年度から新たに次の融資制度を創設し利用者サービスの向上を図った。なお、利用状況については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1852 1522 2881 1730"> <thead> <tr> <th>融 資 制 度</th> <th>利 用 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型特別養護老人ホームにおける25年償還</td> <td>292件（利用率66.8%）</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除</td> <td>1,005件（利用率73.1%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 地域密着型サービスに対する融資 介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」に対する平成22年度の貸付審査の実績は、以下のとおりであり、平成21年度実績（97件）に比べて195件の増加となった。</p>	優 遇 内 容	貸付審査件数	a 介護基盤の緊急整備	555件	b 耐震化整備	66件	c 保育所等の整備	542件	d 障害者の就労支援	0件	e 消防用設備の整備	6件	f 療養病床の再編	3件	計	1,164件	融 資 制 度	利 用 状 況	ユニット型特別養護老人ホームにおける25年償還	292件（利用率66.8%）	社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除	1,005件（利用率73.1%）
優 遇 内 容	貸付審査件数																								
a 介護基盤の緊急整備	555件																								
b 耐震化整備	66件																								
c 保育所等の整備	542件																								
d 障害者の就労支援	0件																								
e 消防用設備の整備	6件																								
f 療養病床の再編	3件																								
計	1,164件																								
融 資 制 度	利 用 状 況																								
ユニット型特別養護老人ホームにおける25年償還	292件（利用率66.8%）																								
社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除	1,005件（利用率73.1%）																								

中 期 目 標	中 期 計 画	2 2 年 度 計 画	2 2 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

			<p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 種 類</th> <th style="text-align: center;">貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム（29名以下）</td> <td style="text-align: right;">197件</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス（29名以下）</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">24件</td> </tr> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td style="text-align: right;">92件</td> </tr> <tr> <td>認知症デイサービスセンター</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">292件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。</p> <p>○ 補助金等が交付された施設に対する融資 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に対し、重点的に融資を行った。 また、補助金等が交付されなかった事業であっても、地方公共団体が緊急性や政策上の必要性を認めたものについては融資を行った。 なお、平成22年度における貸付審査の実績（1,424件：経営資金を除く）の90.3%（1,286件）が補助金等が交付された施設に対する融資となっており、平成21年度実績（563件）に比べて723件の増加となった。</p> <p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">貸付審査の実績 （経営資金を除く）</th> <th style="text-align: center;">うち補助金等 が交付された施設整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td style="text-align: right;">639件</td> <td style="text-align: right;">567件</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td style="text-align: right;">587件</td> <td style="text-align: right;">553件</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td style="text-align: right;">161件</td> <td style="text-align: right;">135件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: right;">37件</td> <td style="text-align: right;">31件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1,424件</td> <td style="text-align: right;">1,286件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。</p> <p>○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：16》</p>	施 設 種 類	貸付審査件数	特別養護老人ホーム（29名以下）	197件	ケアハウス（29名以下）	8件	小規模多機能型居宅介護事業所	24件	認知症グループホーム	92件	認知症デイサービスセンター	2件	計	292件	施 設 の 種 類	貸付審査の実績 （経営資金を除く）	うち補助金等 が交付された施設整備	老人福祉関係施設	639件	567件	児童福祉関係施設	587件	553件	障害者福祉関係施設	161件	135件	そ の 他	37件	31件	計	1,424件	1,286件
施 設 種 類	貸付審査件数																																		
特別養護老人ホーム（29名以下）	197件																																		
ケアハウス（29名以下）	8件																																		
小規模多機能型居宅介護事業所	24件																																		
認知症グループホーム	92件																																		
認知症デイサービスセンター	2件																																		
計	292件																																		
施 設 の 種 類	貸付審査の実績 （経営資金を除く）	うち補助金等 が交付された施設整備																																	
老人福祉関係施設	639件	567件																																	
児童福祉関係施設	587件	553件																																	
障害者福祉関係施設	161件	135件																																	
そ の 他	37件	31件																																	
計	1,424件	1,286件																																	

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。</p>	<p>(3) 平成21年度に引き続き、事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、借入申込の手引きの電子媒体による配布などを行い、利用者サービスの向上を図る。</p> <p>特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の初期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行う。</p> <p>また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。</p>	<p>【利用者サービスの向上】#23</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当機構、地方公共団体及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会を実施し、利用者サービスの向上を図った。 ○ 法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。 ○ 借入申込等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」（平成22年3月公表）を借入申込者、地方公共団体など関係機関に対して説明し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知することにより、利用者サービスの向上を図った。 <small>≪添付資料：13≫</small> ○ 国の推進するユニット型特別養護老人ホームの整備に関して、平成21年度に引き続き、機構の融資先で既に施設を開設している顧客への調査を行い、 <ul style="list-style-type: none"> ① 開設してから1～2年（事業運営が軌道に乗り始めるまで）の稼働状況がどのように推移しているか ② ハード・ソフトの両面での有効性や反省点等を取りまとめた。 <p>なお、運営状況・財務状況等の分析結果については、ユニット型特別養護老人ホームの実態調査報告書として取りまとめたうえ、機構ホームページや月刊情報誌WAMに掲載し、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報提供を行った（平成21年度調査分）。</p> ○ 平成22年度においては上記の調査に加え、介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」のうち、認知症グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の整備に関して、機構の融資先で既に事業所を開設している顧客への調査を行い、 <ul style="list-style-type: none"> ① 開設してから1～2年（事業運営が軌道に乗り始めるまで）の稼働状況がどのように推移しているか ② ハード・ソフトの両面での有効性や反省点等を取りまとめた。 ○ 借入申込に必要な書類について、複数様式の一元化、法人公表資料の活用等により、従来の申込書類より30%以上簡素化することを実現し、利用者サービスの向上を図った。 <p>また、貸付契約締結から資金交付請求、事業完成報告に係る手続きに必要な提出書類についても見直しを行い、早期の貸付契約及び資金交付につなげるなど、利用者サービスの向上を図った。</p> <p>なお、当該新様式については、機構ホームページに掲載した。</p>
<p>(4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制</p>	<p>(4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実</p>	<p>(4) 平成21年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。</p>	<p>【協調融資制度の充実】#24</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協調融資制度における覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
度の適切な運用に努めること。	させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。		<p>関へ協調融資制度の案内などを行い、平成22年3月末の255機関から平成23年3月末現在で276機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。また、平成22年度における協調融資利用実績については273件となり、平成21年度実績（122件）に比べて利用が増加した。</p> <p>○ 協調融資制度への理解を深めるため、受託金融機関業務研修会議（参加125機関）で説明するとともに覚書締結金融機関へ赴き説明会を開催した。</p>
（5）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	<p>（5）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	（5）中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#25</p> <p>○ 審査業務に係る処理期間について、平成22年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が34日となっており、中期計画に定められた処理期間（75日以内）を順守することができた。</p> <p>○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成22年度においては、特殊異例な案件を除き、資金交付した1,726件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。</p>

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 5	評 定	
	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」（平成21年4月10日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（555件189,110百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（538件、33,177百万円）した。その結果、平成22年度における審査件数は1,432件となり、平成21年度実績（699件）に比べて約205%増と大幅に資金需要を増加させたところであり、この増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。</p> <p>また、平成22年度からお客さまからの要望が多かったユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長（20年⇒25年）及び社会福祉法人における保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備することができた。</p> <p>さらに、個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を行った。</p> <p>また、利用者サービスの向上の観点から、融資審査上の様々な視点からの確認事項について「融資のポイント（ガイドライン）」を適宜見直し提供するとともに、借入申込に必要な書類の見直しを行い、従来の申請書類より30%以上簡素化することができた。</p> <p>さらに、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うため、ユニット型特別養護老人ホームの整備に関する調査を実施し、稼働状況やハード・ソフト両面での有効性等の調査結果について、機構ホームページ及び月刊誌WAM誌上にて公表した。</p> <p>なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げることができた。</p> <p>協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関へ協調融資制度の案内などを行い、平成22年3月末の255機関から平成23年3月末現在で276機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。</p> <p>なお、当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たす役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のための具体的措置や業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、新待機児童ゼロ作戦に伴う保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な施設整備を支援した。また、お客さまからの要望が多かったユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長（20年⇒25年）及び社会福祉法人における保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するなど、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援する取組を定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の安定的な経営を支援することができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>	

<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が34日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P27【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#25参照</p> <p>② 資金交付業務については、1,726件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P27【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#25参照</p>	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、平成22年度の機構融資（1,424件：経営資金を除く。）の90.3%（1,286件）が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となり、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施することができた。 ※ 業務実績P23【福祉貸付事業の実績】#20、【福祉貸付事業における融資方針の策定】#21参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① ユニット型特別養護老人ホームに係る償還期間等の延長（平成22年度新規） ② 社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除（平成22年度新規） ③ 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ（平成21年度から継続） ④ 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ（平成21年度から継続） ⑤ 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ（平成21年度から継続） ⑥ 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ（平成21年度から継続） ⑦ 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ（平成20年度から継続） ⑧ スプリングラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ（平成21年度から継続） ⑨ 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引き上げ及び貸付金利の引下げ（平成20年度から継続） 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 ※ 業務実績P24【福祉貸付事業に係る政策適合性】#22参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等の主催する事業者向けの説明会等に職員を派遣して個別相談会を開催するなど融資相談を実施した。 	

<p>○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。</p> <p>○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>※ 業務実績P26【利用者サービスの向上】#23参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においては、新たに21の金融機関と覚書を締結し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう利用促進に努めた。（覚書締結金融機関数は276機関） <p>※ 業務実績P26【協調融資制度の充実】#24参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 協調融資制度の周知については、代理貸付の受託金融機関業務研修会議での案内や覚書締結金融機関へ赴き説明会を開催するなど周知活動を実施した。 <p>平成22年度における協調融資利用実績については273件となり、平成21年度実績（122件）に比べて利用が増加した。</p> <p>※ 業務実績P26【協調融資制度の充実】#24参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の福祉政策における政策目標を着実に達成するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等を優先的に融資するとともに、政策目標内の様々な事業者ニーズに対応した融資を行っている。 <p>また、融資制度の運営の健全性を保ちつつ、お客様目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、償還期間等の延長やオンコスト方式による保証人免除などを導入し、社会福祉施設等の安定的な経営を支援している。</p> <p>さらに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うとともに、「融資のポイント（ガイドライン）」を適宜見直し提供することで、安定した法人経営と円滑な施設運営が可能となるよう融資審査面からの支援を行い、利用者サービスの向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たす役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のための具体的措置や業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 	
---	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
------	------	--------	----------

<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考)</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 事業年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>134,800,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>122,400,000</td> </tr> </table>	区 分	平成 22 事業年度		千円	貸付契約額	134,800,000	資金交付額	122,400,000	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 事業年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>137,452,800</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>97,884,463</td> </tr> </table>	区 分	平成 22 事業年度		千円	貸付契約額	137,452,800	資金交付額	97,884,463
区 分	平成 22 事業年度																		
	千円																		
貸付契約額	134,800,000																		
資金交付額	122,400,000																		
区 分	平成 22 事業年度																		
	千円																		
貸付契約額	137,452,800																		
資金交付額	97,884,463																		

<p>(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。</p>	<p>(1) 医療貸付事業については、医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。</p>	<p>【医療貸付事業の実績】 #26 ○ 平成22年度における貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類の</th> <th colspan="2">平成22年度</th> <th colspan="2">[参考]平成21年度</th> <th rowspan="2">金額の伸率</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>172</td> <td>170,599</td> <td>266</td> <td>96,353</td> <td>177.1%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>141</td> <td>4,067</td> <td>501</td> <td>9,895</td> <td>41.1%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>73</td> <td>34,107</td> <td>65</td> <td>17,107</td> <td>199.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> <td>934</td> <td>4</td> <td>92</td> <td>1,015.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>393</td> <td>209,707</td> <td>836</td> <td>123,447</td> <td>169.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 経営安定化資金には、金融環境変化に伴う経営安定化資金のほか、出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金及び療養病床転換支援資金を含んでいる。 (平成22年度151件13,474百万円、平成21年度671件44,689百万円)</p> <p>【うち施設整備資金】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類の</th> <th colspan="2">平成22年度</th> <th colspan="2">[参考]平成21年度</th> <th rowspan="2">金額の伸率</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>118</td> <td>158,846</td> <td>43</td> <td>59,483</td> <td>267.0%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>51</td> <td>2,682</td> <td>88</td> <td>4,114</td> <td>65.2%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>68</td> <td>33,773</td> <td>33</td> <td>15,082</td> <td>223.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>932</td> <td>1</td> <td>80</td> <td>1,165.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>242</td> <td>196,233</td> <td>165</td> <td>78,759</td> <td>249.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。</p>	施設の種類の	平成22年度		[参考]平成21年度		金額の伸率	件数	金額	件数	金額	病院	172	170,599	266	96,353	177.1%	診療所	141	4,067	501	9,895	41.1%	介護老人保健施設	73	34,107	65	17,107	199.4%	その他	7	934	4	92	1,015.2%	計	393	209,707	836	123,447	169.9%	施設の種類の	平成22年度		[参考]平成21年度		金額の伸率	件数	金額	件数	金額	病院	118	158,846	43	59,483	267.0%	診療所	51	2,682	88	4,114	65.2%	介護老人保健施設	68	33,773	33	15,082	223.9%	その他	5	932	1	80	1,165.0%	計	242	196,233	165	78,759	249.2%
施設の種類の	平成22年度		[参考]平成21年度		金額の伸率																																																																														
	件数	金額	件数	金額																																																																															
病院	172	170,599	266	96,353	177.1%																																																																														
診療所	141	4,067	501	9,895	41.1%																																																																														
介護老人保健施設	73	34,107	65	17,107	199.4%																																																																														
その他	7	934	4	92	1,015.2%																																																																														
計	393	209,707	836	123,447	169.9%																																																																														
施設の種類の	平成22年度		[参考]平成21年度		金額の伸率																																																																														
	件数	金額	件数	金額																																																																															
病院	118	158,846	43	59,483	267.0%																																																																														
診療所	51	2,682	88	4,114	65.2%																																																																														
介護老人保健施設	68	33,773	33	15,082	223.9%																																																																														
その他	5	932	1	80	1,165.0%																																																																														
計	242	196,233	165	78,759	249.2%																																																																														

中 期 目 標	中 期 計 画	2 2 年 度 計 画	2 2 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。</p>	<p>ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。</p>	<p>また、病院への融資については、引き続きガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。</p>	<p>医療の機能分化の推進</p> <p>[特定病院]</p> <p>○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から貸付審査を行い、これに資する施設整備に対する機構融資については、融資限度額に特例を適用し、整備の支援を行った。（実績94件（再掲）病院の審査件数の79.7%） （特定病院の種類） ・地域医療支援病院 ・臨床研修指定病院 ・医療計画に名称記載の急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院等</p> <p>[臨床研修指定病院に対する融資]</p> <p>○ 国の医療政策に即し、臨床研修指定病院の整備を推進するため、これに資する施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用し、整備の支援を行った。（実績29件（再掲）病院の審査件数の24.6%）</p> <p>[中小規模病院に対する融資]</p> <p>○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。（実績66件（再掲）病院の審査件数の55.9%）</p> <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <p>○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。 なお、平成22年度における病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">病院病床・診療所不足地域</th> <th>病院病床・診療所充足地域</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>新築資金</th> <th>甲種増改築資金</th> <th>小 計</th> <th>乙種増改築資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般整備</td> <td>44件</td> <td>17件</td> <td>61件</td> <td>14件</td> <td>75件</td> </tr> <tr> <td>耐震化整備</td> <td>—</td> <td>18件</td> <td>18件</td> <td>76件</td> <td>94件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>44件</td> <td>35件</td> <td>79件</td> <td>90件</td> <td>169件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#27</p> <p>○ 平成21年度に引き続き、「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係</p>	区 分	病院病床・診療所不足地域			病院病床・診療所充足地域	計	新築資金	甲種増改築資金	小 計	乙種増改築資金	一般整備	44件	17件	61件	14件	75件	耐震化整備	—	18件	18件	76件	94件	合 計	44件	35件	79件	90件	169件
区 分	病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域	計																									
	新築資金	甲種増改築資金	小 計	乙種増改築資金																											
一般整備	44件	17件	61件	14件	75件																										
耐震化整備	—	18件	18件	76件	94件																										
合 計	44件	35件	79件	90件	169件																										

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績								
			<p>る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図った。 <<添付資料：14>></p> <p>【融資対象の重点化】#28</p> <p>○ 500床以上の病院に対する融資については、4疾病5事業等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院について、管理部門・病棟部門・診療部門に区分し、管理部門を融資の対象外とすることにより、整備の重点化を図ることとしたが、顧客の利便性を阻害することもあり、今後検討の必要がある。なお、4疾病5事業等に係る整備については、10件実施した。</p>								
<p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。</p>	<p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金や、セーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の融資について、優遇措置等を講じ実施する。 また、平成22年度では、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、オンコスト方式の保証人免除制度の導入を図る。</p>	<p>【医療貸付事業に係る政策適合性】#29 耐震化整備事業の優遇融資</p> <p>○ 平成21年度に引き続き、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用し、整備の支援を行った。また交付金対象整備事業への貸付利率の優遇措置を講じた。 なお、平成22年度における耐震化整備事業の貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1816 940 2881 1066"> <thead> <tr> <th>病院の審査件数 （施設整備資金）</th> <th>耐震化整備事業の審査件数 （うち交付金対象整備事業）</th> <th>割合</th> <th>（参考） 平成21年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>118件</td> <td>94件（58件）</td> <td>79.7%</td> <td>18件（5件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域医療再生計画に基づき実施する整備事業の優遇融資</p> <p>○ 平成21年度に引き続き、都道府県が行う地域医療再生計画に基づく体制整備に必要な施設整備を行う病院等への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）や貸付利率等の優遇措置を講じた。（実績1件（再掲）、623百万円）</p> <p>介護基盤の緊急整備事業の優遇融資</p> <p>○ 平成21年度に引き続き、介護基盤の緊急整備にかかる補助事業の対象となった介護老人保健施設への融資について、通常より高い融資率（75%⇒90%）や貸付利率の優遇措置を講じた。（実績22件（再掲）介護老人保健施設の審査件数の32.4%） <<添付資料：15>></p> <p>【療養病床の再編に向けた支援】#30</p> <p>○ 療養病床を介護老人保健施設に転換する場合、通常よりも高い融資率（80⇒90%）を適用する等、貸付条件を優遇した建築資金の融資を実施し、転換を支援した。（実績：6件、356床の療養病床を転換）</p> <p>○ 療養病床の転換に際し、償還期間の延長を実施した。（実績：1件） また、一時的に資金繰りに困難を来たす病院等に対して、融資限度額の引上げ等、貸付条件を優遇した運転資金の融資を実施し、転換を支援した。（実績：2件、85百万円）</p>	病院の審査件数 （施設整備資金）	耐震化整備事業の審査件数 （うち交付金対象整備事業）	割合	（参考） 平成21年度実績	118件	94件（58件）	79.7%	18件（5件）
病院の審査件数 （施設整備資金）	耐震化整備事業の審査件数 （うち交付金対象整備事業）	割合	（参考） 平成21年度実績								
118件	94件（58件）	79.7%	18件（5件）								

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																			
			<p>【経済危機対策への対応】 #31</p> <p>金融環境変化に伴う経営安定化資金の優遇融資</p> <p>○ 金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、昨年度に引き続き、「経営環境変化に伴う経営安定化資金」の融資を実施した。</p> <p>○ 平成22年度における経営安定化資金の貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1816 495 2881 768"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">貸付審査の実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院 (1億円超の再掲)</td> <td>44 (32)</td> <td>43.6% (31.7%)</td> <td>11,372 (10,535)</td> <td>92.2% (85.4%)</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>52</td> <td>51.5%</td> <td>630</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>5</td> <td>4.9%</td> <td>334</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>101</td> <td>100.0%</td> <td>12,336</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金の優遇融資</p> <p>○ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。（実績48件、1,053百万円） 《添付資料：15》</p> <p>個人保証人の免除</p> <p>○ 平成22年度から、新たに借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を創設し利用者サービスの向上を図った。 平成22年度における個人保証免除制度の審査時の利用希望の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1816 1255 2881 1377"> <thead> <tr> <th>個人保証免除制度の選択が可能であった件数</th> <th>個人保証免除制度を希望した件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>331件</td> <td>51件</td> <td>15.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【激甚災害への対応】 #32</p> <p>○ 豪雨及び暴風雨により、災害救助法の適用を受けた地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇を行うとともに、激甚災害に指定された地域において被害を受けた医療関係施設に対しては貸付利率を軽減する特別措置を講じた。</p> <p>○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 《添付資料：16》</p>	施設の種類	貸付審査の実績				件数	割合	金額	割合	病院 (1億円超の再掲)	44 (32)	43.6% (31.7%)	11,372 (10,535)	92.2% (85.4%)	診療所	52	51.5%	630	5.1%	介護老人保健施設	5	4.9%	334	2.7%	計	101	100.0%	12,336	100.0%	個人保証免除制度の選択が可能であった件数	個人保証免除制度を希望した件数	割合	331件	51件	15.4%
施設の種類	貸付審査の実績																																					
	件数	割合	金額	割合																																		
病院 (1億円超の再掲)	44 (32)	43.6% (31.7%)	11,372 (10,535)	92.2% (85.4%)																																		
診療所	52	51.5%	630	5.1%																																		
介護老人保健施設	5	4.9%	334	2.7%																																		
計	101	100.0%	12,336	100.0%																																		
個人保証免除制度の選択が可能であった件数	個人保証免除制度を希望した件数	割合																																				
331件	51件	15.4%																																				

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。</p>	<p>(3) 全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図るとともに、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、引き続き利用者サービスの向上に努める。</p> <p>さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案及び経営の参考になる情報の発信を行う。</p>	<p>【利用者サービスの向上】 #33</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込前の利用者サービスの向上を図るため、医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回（融資相談件数：126件）開催した。また、個別に訪問相談を行った。（実績10件） ○ 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談窓口を設置して融資相談を行った。（実績37件） ○ 融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門家のアドバイスを基に相談を行った。（実績6回） また、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換を行うとともに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行った。（実績96回） ○ 貸付事業の円滑な促進に資するため、関係団体に赴き、融資制度のPRを行った。（実績17回） ○ 受託金融機関への業務の指導を強化する実務研修会を実施した。（実績2回）
<p>(4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(4) 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、中期計画における審査期間に関する数値目標を達成するため、審査業務の迅速化に努めるとともに、アンケート等による利用者の声の収集・分析を基に、利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>また、融資審査においては、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。</p> <p>さらに、中期計画における資金交付時期に関する数値目標を達成するため、引き続き資金交付業務の迅速化に努める。</p>	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】 #34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務に係る処理期間について、平成22年度においては、中期計画に定められた処理期間（45日以内）に対し、平均処理期間を22日（特殊異例な案件を除く）と短縮することができた。 ○ また、資金交付業務に係る処理期間についても、平成22年度においては、資金交付した478件（特殊異例な案件を除く）について、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。 <p>【第三者評価結果の融資審査への活用】 #35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果の融資審査への活用については、平成22年度においても引き続き実施している。

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 6	評 定	
	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用するなど優遇融資を実施した（実績：94件、137,405百万円）。その結果、病院の施設整備資金の審査件数が118件となり、平成21年度実績（43件）に比べて約274%増と大幅に資金需要を増加した。</p> <p>また、平成21年度に引き続き、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施した（実績：101件、12,336百万円）。</p> <p>さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施した（実績48件、1,053百万円）。</p> <p>これら増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。</p> <p>また、平成22年度からお客さまからの要望が多かった保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備することができた。さらに、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回開催するとともに、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者サービスの向上を図った。</p> <p>審査業務に係る処理期間について、平均処理期間が22日となり中期計画に定められた処理期間（45日以内）を大幅に短縮するとともに、平成21年度実績（33日）に比べて、11日短縮することとなり、利用者サービスを大きく向上することができた。</p> <p>なお、当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たす役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のための具体的措置や業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、医療施設の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金について、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援する取組を定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における医療機関等の安定的な経営を支援することができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>	

<p>【数値目標】</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が22日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P35【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#34参照</p> <p>② 資金交付業務については、特殊異例な案件を除き、478件全てについて、15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P35【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#34参照</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月から、「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、引き続き、新たな都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完のより一層の徹底を図ることとした。 ※ 業務実績P32【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#27参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用した。 （実績94件（前年比522.2%増）、137,405百万円（前年比526.6%増）） ※ 業務実績P33【医療貸付事業に係る政策整合性】#29参照 ② 金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、昨年度に引き続き、「経営環境変化に伴う経営安定化資金」の融資を実施した。（実績：101件、12,336百万円） ③ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。（実績48件、1,053百万円） ※ 業務実績P34【経済危機対策への対応】#31参照 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 ※ 業務実績P34【激甚災害への対応】#32参照 	

<p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資相談会については、平成22年度に全国で14回開催し、126件の相談があり、相談者の利便性の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。 ・ 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して37件の融資相談を実施したほか、個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談（96回）、県や医療関係団体が主催する説明会（17回）等でも融資相談を実施することにより、利用者サービスの向上に努めた。 ・ 代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務研修会」を2回開催し、貸付条件改正の周知をするとともに業務指導を行った。 ・ 利用者に対する経営アドバイスを積極的に行うべく、融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門的な提案を行った。 ※ 業務実績P35【利用者サービスの向上】#33参照 	
<p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 	
<p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 	
<p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果の融資審査への活用については、平成22年度においても引き続き実施した。 ※ 業務実績P35【第三者評価結果の融資審査への活用】#35参照 	
<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の医療施設等を取り巻く厳しい環境の中で、次のとおり貸付利率、融資率、担保要件等の各種の優遇措置を講じた融資を、迅速かつ的確に実施することにより、地域における医療施設等の安定的な経営を支援した。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院に対する貸付限度額の引上げ及び据置期間の延長を行うこととした。 ⇒ 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度を創設した。 ⇒ オンコスト方式の導入による保証人免除制度を創設した。 ⇒ 耐震化整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げを行うこととした。 ⇒ 病院に係る経営環境変化に伴う経営安定化資金に対する貸付限度額の引上げ及び貸付期間の延長を行うこととした。（平成24年3月末まで） ⇒ 出産育児一時金等の制度見直しに係る経営安定化資金に対する貸付金利の引下げ等を行うこととした。 ⇒ 地域医療再生計画に基づく整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げを行うこととした。 	

	<p>⇒ 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げを行うこととした。</p> <p>⇒ アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げを引き続き行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たす役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のための具体的措置や業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。</p> <p>③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の見直しを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、引き続き中期目標に掲げる水準の達成を図る。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利の設定に当たっては、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状態を適切に把握する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） 【新規融資額の縮減】#36</p> <p>○ 平成22年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度（契約実績：4,026億円）と比べて35.5%縮減した予算（契約：2,598億円）を策定したところであるが、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る資金需要が大幅に増加したことから、平成22年度の新規融資額は3,061億円となった。</p> <p>【利差益の確保】#37</p> <p>○ 平成22年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状態については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達金利差0.160%、利差額101百万円を確保することができた。《添付資料：17》</p> <p>【貸付対象等の見直し】#38</p> <p>○ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、以下のとおり貸付対象等の見直しを行った。</p> <p>[福祉貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> a ユニット型特別養護老人ホームに対する償還期間及び据置期間の延長 b オンコスト方式の導入による保証人免除制度の創設 c 軽費老人ホーム（ケアハウス）の基準の緩和による低所得高齢者向けの施設を貸付対象に追加 d 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度の創設 e 児童デイサービス事業所に係る貸付けの相手方の拡大 f 共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大 g アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ h 介護基盤整備等臨時特例基金の対象となる小規模多機能型居宅介護事業所の融資の相手方を拡大 i 障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設について、同法における新体系施設への移行を伴わない施設整備に対する融資率の引下げ <p>[医療貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> a 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院に対する貸付限度額の引上げ及び据置期間の延長 b オンコスト方式の導入による保証人免除制度の創設 c 耐震化整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ d 病院に係る経営環境変化に伴う経営安定化資金に対する貸付限度額の引上げ及び貸付期間の延長 e 出産育児一時金等の制度見直しに係る経営安定化資金に対する貸付金利の引下

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
			げ等 f 地域医療再生計画に基づく整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ g 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ
<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 貸付先の経営情報を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努める。</p> <p>経営指導事業及び貸付事業との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組む。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要にかんがみるとともに、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。</p> <p>③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>【貸付先の経営状況の分析等】#39 ○ 貸付先の経営状況を把握するため、施設に対する経営指導を実施している経営支援室と連携し、平成21年度決算に基づく事業報告書等の収集、分析を行い、貸付先の経営状況の的確な把握を行った。また、大口貸付先（貸付残高上位50位）について、財務、収支の経年比較を行った。</p> <p>【債権悪化の未然防止】#40 ○ リスク管理債権に関する未然防止策として、平成21年度に貸付関係部及び経営支援室と連携して実施したフォローアップ調査（33件）について、貸付先の経営状況を個別分析カードにまとめるとともに調査報告書を作成し、貸付関係部等と情報を共有化した。また、平成22年度は13件についてフォローアップ調査を行った。</p> <p>○ 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、平成21年度リスク管理債権に関する未然防止策として実施した調査等を踏まえ、平成22年度においては、貸付先に対する実地調査の充実を図るため、個々の案件ごとに事前検討会及び事後報告会を開催する体制を構築した。 また、貸付先に対する実地調査にPDCAサイクルを取り入れ、必要に応じて「実地調査票」等の見直しを行った。</p> <p>○ 借入金の円滑な償還を図るため、従来の年賦償還又は3か月賦償還から月賦償還へ誘導するとともに、貸付先の危険度の早期察知と早期の段階で貸付先に対するヒアリング等を実施し、債権悪化の未然防止を図った。</p> <p>○ リスク管理債権比率の動向については、毎月幹部会で報告、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に、貸付関係部へ情報提供した。 また、四半期毎に特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等を役員及び貸付関係部で情報を共有した。</p> <p>【債権区分別の適切な管理】#41 ○ 貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、その内容を役員の出席する貸出条件緩和検討会等において審議し、決定した。 （貸出条件緩和検討会開催回数4回：貸出条件緩和実施件数74貸付先109資金）</p> <p>○ 平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を踏まえ、平成22年度においても機構ホームページにその趣</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																								
			<p>旨を掲載して積極的に周知するとともに、専用電話やメールによる問い合わせを受付ける返済相談窓口において、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かに対応し、貸付先の経営の安定化を図った。（実績：相談件数130貸付先140資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における福祉施設及び医療施設の存続を支援するため、株式会社企業再生支援機構が支援決定を行った案件について、元金の一部免除及び債権の不等価譲渡を可能することができるよう債権管理規程を改正し、再生計画に沿って元金の一部免除を実施した。（実績：1貸付先、2施設） ○ 民事再生法案件（4貸付先）について全額元金保全の別徐権弁済協定締結により、再生計画に協力し、併せて機構融資分の保全を図った。 ○ 破綻先の債務者（1貸付先）に対しての担保不動産競売申立てを実施し、1億4,020万円を回収した。さらに、その残元金全額2億1,902万円を連帯保証人と分割弁済する債務弁済契約を締結した。 ○ 自己破産手続き中の債務者の担保不動産処分につき、破産管財人と任意売却の交渉を行ったが合意にまで至らなかったため、早期に債権回収を図るべく競売申立てを2件行った。 ○ 継続して訴訟中であった破綻先又は実質破綻先の債務者及び連帯保証人等に対し、和解により 計3件1,211万円を回収した。 ○ 実質破綻先の債務者及び連帯保証人等に対し、再三の督促及び返済の交渉を行い、返済に応じない者に対して貸金返還請求訴訟等を5件提起した。うち2件については、機構勝訴判決、他の2件については裁判上の和解が成立した。（残る1件については、係争中） <p>【リスク管理債権比率】#42</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度末におけるリスク管理債権比率は、以下のとおりとなった。 <p>【全体】</p> <table border="1" data-bbox="1813 1390 2873 1688"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成21年度末</th> <th>平成22年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>2.49%</td> <td>2.67%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.21%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.82%</td> <td>0.87%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.09%</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>1.37%</td> <td>1.56%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>78,176百万円</td> <td>83,521百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>3,145,216百万円</td> <td>3,133,470百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）貸出条件緩和債権を除いたリスク管理債権比率（21年度末1.12%、22年度末1.11%）</p>	区 分	平成21年度末	平成22年度末	リスク管理債権比率	2.49%	2.67%	破綻先債権	0.21%	0.15%	6か月以上延滞債権	0.82%	0.87%	3か月以上延滞債権	0.09%	0.09%	貸出条件緩和債権	1.37%	1.56%	リスク管理債権	78,176百万円	83,521百万円	総貸付残高	3,145,216百万円	3,133,470百万円
区 分	平成21年度末	平成22年度末																									
リスク管理債権比率	2.49%	2.67%																									
破綻先債権	0.21%	0.15%																									
6か月以上延滞債権	0.82%	0.87%																									
3か月以上延滞債権	0.09%	0.09%																									
貸出条件緩和債権	1.37%	1.56%																									
リスク管理債権	78,176百万円	83,521百万円																									
総貸付残高	3,145,216百万円	3,133,470百万円																									

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																																
			<p>【福祉貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成21年度末</th> <th>平成22年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>0.94%</td> <td>0.91%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.39%</td> <td>0.32%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.04%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.51%</td> <td>0.53%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>12,752百万円</td> <td>12,796百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,358,781百万円</td> <td>1,401,414百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成21年度末</th> <th>平成22年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>3.66%</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.37%</td> <td>0.26%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>1.15%</td> <td>1.31%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.12%</td> <td>0.13%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>2.02%</td> <td>2.39%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>65,423百万円</td> <td>70,724百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,786,435百万円</td> <td>1,732,056百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、既往貸付先へのサポートとして専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p>	区 分	平成21年度末	平成22年度末	リスク管理債権比率	0.94%	0.91%	破綻先債権	0.00%	0.00%	6か月以上延滞債権	0.39%	0.32%	3か月以上延滞債権	0.04%	0.04%	貸出条件緩和債権	0.51%	0.53%	リスク管理債権	12,752百万円	12,796百万円	総貸付残高	1,358,781百万円	1,401,414百万円	区 分	平成21年度末	平成22年度末	リスク管理債権比率	3.66%	4.08%	破綻先債権	0.37%	0.26%	6か月以上延滞債権	1.15%	1.31%	3か月以上延滞債権	0.12%	0.13%	貸出条件緩和債権	2.02%	2.39%	リスク管理債権	65,423百万円	70,724百万円	総貸付残高	1,786,435百万円	1,732,056百万円
区 分	平成21年度末	平成22年度末																																																	
リスク管理債権比率	0.94%	0.91%																																																	
破綻先債権	0.00%	0.00%																																																	
6か月以上延滞債権	0.39%	0.32%																																																	
3か月以上延滞債権	0.04%	0.04%																																																	
貸出条件緩和債権	0.51%	0.53%																																																	
リスク管理債権	12,752百万円	12,796百万円																																																	
総貸付残高	1,358,781百万円	1,401,414百万円																																																	
区 分	平成21年度末	平成22年度末																																																	
リスク管理債権比率	3.66%	4.08%																																																	
破綻先債権	0.37%	0.26%																																																	
6か月以上延滞債権	1.15%	1.31%																																																	
3か月以上延滞債権	0.12%	0.13%																																																	
貸出条件緩和債権	2.02%	2.39%																																																	
リスク管理債権	65,423百万円	70,724百万円																																																	
総貸付残高	1,786,435百万円	1,732,056百万円																																																	

評価の視点等	自己評価	B	評価項目 7	評 定																									
	<p>平成22年度末のリスク管理債権は2.67%となった。</p> <p>医療施設を取り巻く経営環境については、診療報酬のプラス改正により、経営面における環境の変化が期待されたものの、医師及び看護師等の不足は続いており、引き続き厳しい環境にある。また、福祉施設の経営状況は比較的安定しているものの、一部の老人福祉施設において利用者の低迷等により経営が悪化するケースが見られる。</p> <p>厚生労働省の「病院等における必要医師数実態調査」（平成22年9月29日厚生労働省公表）によれば、平成22年6月の必要求人医師数は、18,288人であり、現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の1.11倍であった。</p> <p>また、看護師については、厚生労働省の「第7次看護職員需給見通し検討報告書」（平成22年12月）によれば、平成23年の看護師不足は約5万6千人であり、看護師不足の改善策として、勤務環境の改善、多様な勤務形態の導入などのほか、再就職支援等について提言を行っている。</p> <p>さらに、民間金融機関の貸出態度については、日銀短観による金融機関の貸出態度判断DI(全産業)の推移を見ると中小企業では依然としてマイナス（「1.緩い(%)」－「3.厳しい(%)」）であり、医療施設等の資金繰りは厳しい状況にある。</p> <p>上記のような厳しい経営環境のもと、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援するという観点から貸出条件緩和を適切に実施した。さらに、株式会社企業再生支援機構が支援決定した案件について元利金の一部免除できるよう規程を改正し、医療施設の再生計画を支援した。</p> <p>また、リスク管理債権の未然防止策として、従来から行っていた調査・フォローアップの強化を図るため、実地調査を実施する案件に対し、事前に関係部署の担当者と決算状況も踏まえ協議を行い、さらに実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させるなどPDCAサイクルを取り入れた。</p> <p>平成22年度のリスク管理債権については、平成21年度と同様、金融検査マニュアルに沿って改善計画の実施状況を確認し、改善計画どおりに実施されているものについては、監査法人の検証を経たうえで、リスク管理債権から除外した結果、最終的に平成21年度のリスク管理債権比率2.49%に対し、平成22年度は2.67%と0.18%の増加にとどまった。</p> <p>(リスク管理債権比率の推移)</p> <table border="1" data-bbox="863 1350 1941 1465"> <thead> <tr> <th>H15年</th> <th>H16年</th> <th>H17年</th> <th>H18年</th> <th>H19年</th> <th>H20年</th> <th>H21年</th> <th>H22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.50%</td> <td>1.53%</td> <td>1.23%</td> <td>1.50%</td> <td>2.02%</td> <td>2.97%</td> <td>2.49%</td> <td>2.67%</td> </tr> <tr> <td>(0.70%)</td> <td>(0.87%)</td> <td>(0.63%)</td> <td>(0.55%)</td> <td>(0.77%)</td> <td>(1.49%)</td> <td>(1.37%)</td> <td>(1.56%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は、貸出条件緩和債権比率</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、既往貸付先へのサポートとして専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p>	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	1.50%	1.53%	1.23%	1.50%	2.02%	2.97%	2.49%	2.67%	(0.70%)	(0.87%)	(0.63%)	(0.55%)	(0.77%)	(1.49%)	(1.37%)	(1.56%)			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p>	
H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年																						
1.50%	1.53%	1.23%	1.50%	2.02%	2.97%	2.49%	2.67%																						
(0.70%)	(0.87%)	(0.63%)	(0.55%)	(0.77%)	(1.49%)	(1.37%)	(1.56%)																						

<p>【数値目標】</p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p> <p>③ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均(1.56%)を上回らないように努める。</p>	<p>① 平成22年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度と比べて35.5%縮減した予算(貸付契約2,598億円)を策定したところであるが、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る資金需要が大幅に増加したことから、平成22年度の新規融資額は3,061億円となった。</p> <p>※ 業務実績P40【新規融資額の縮減】#36参照</p> <p>② 利益差については、貸付金利と調達金利の金利差0.160%、利差額101百万円を確保した。</p> <p>※ 業務実績P40【利差益の確保】#37参照</p> <p>③ 平成22年度末リスク管理債権は、2.67%(平成21年度末対比率0.18%増)となった。(主な要因)</p> <p>1) 医療・介護施設を取り巻く経営環境は、診療報酬の改定の影響は届かず、引き続き厳しい環境化にあり、経営体力は低下したままであること。</p> <p>2) 医師、看護師、介護職員等のスタッフの確保が困難な状況であり、スタッフ不足が直接的な収入への影響に響いているとのことであること。</p> <p>※ 業務実績P42【リスク管理債権比率】#42参照</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。</p> <p>○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。</p> <p>○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策優先度の高い事業に対し優遇措置を講じ、効率的な政策融資を実施した。 ※ 業務実績P40【貸付対象等の見直し】#38参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付先の経営状況を把握するため、施設に対する経営指導を実施している経営支援室と連携し、平成21年度決算に基づく事業報告書等の収集、分析を行い、貸付先の経営状況の確かな把握を行った。また、大口貸付先(貸付残高上位50位)について、財務、収支の経年比較を行った。 ※ 業務実績P41【貸付先の経営状況の分析等】#39参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、平成21年度リスク管理債権に関する未然防止策として実施した調査等を踏まえ、平成22年度 	

<p>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</p> <p>○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。</p> <p>○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。</p>	<p>においては、貸付先に対する実地調査の充実を図るため、個々の案件ごとに事前検討会及び事後報告会を開催する体制を構築した。 また、貸付先に対する実地調査にPDCAサイクルを取り入れ、必要に応じて「実地調査票」等の見直しを行うなど調査内容の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 借入金の円滑な償還を図るため、従来の年賦償還又は3か月賦償還から月賦償還へ誘導するとともに、貸付先の危険度の早期察知と早期の段階で貸付先に対するヒアリング等を実施し、債権悪化の未然防止を図った。 ※ 業務実績P41【債権悪化の未然防止】#40参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、その内容を役員の出席する貸出条件緩和検討会等において審議し、決定した。 平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を踏まえ、平成22年度においても機構ホームページにその趣旨を掲載して積極的に周知するとともに、専用電話やメールによる問い合わせを受付ける返済相談窓口において、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かく対応し、貸付先の経営の安定化を図った。 地域における福祉施設及び医療施設の存続を支援するため、株式会社企業再生支援機構が支援決定を行った案件について元金の一部免除及び債権の不等価譲渡を可能することができるよう債権管理規程を改正し、支援計画に沿って元金の一部免除を実施した。 ※ 業務実績P41【債権区分別の適切な管理】#41参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権比率の動向については、毎月幹部会で報告、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に、貸付関係部へ情報提供した。 また、四半期毎に特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等を役員及び貸付関係部で情報を共有した。 ※ 業務実績P41【債権悪化の未然防止】#40参照 <p>【実績：×】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標③】のとおりとなり、中期計画の目標を達成できなかった。 ※ 業務実績P42【リスク管理債権比率】#42参照 	
--	--	--

<p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																
<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>																
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成22年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成22年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#43 ○ 平成22年度においては、年間実施計画策定時のセミナーテーマを一斉告知など積極的なPR活動を実施するとともに、平成21年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、機構発経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間拡大）等を実施した結果、セミナーの延べ受講者数が3,518人となり、計画（2,520人）を大きく上回るとともに、セミナーに対する満足度指標も76.1ポイントとなり、計画（65ポイント）を大幅に上回るなど、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供することができた。 《添付資料：18、19》</p> <table border="1" data-bbox="1843 1018 2881 1178"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度計画</th> <th>22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催内容の告知</td> <td>平均10週間（70日）前</td> <td>平均65.8日前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>3,518人</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均76.1ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	22年度計画	22年度実績	開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均65.8日前	延べ受講者数	2,520人以上	3,518人	満足度指標	平均65ポイント以上	平均76.1ポイント				
項目	22年度計画	22年度実績																	
開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均65.8日前																	
延べ受講者数	2,520人以上	3,518人																	
満足度指標	平均65ポイント以上	平均76.1ポイント																	
<p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>(3) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。</p> <p>(6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。</p>	<p>(3) 保育所について、試作した簡易経営診断報告書を用いたモニター調査を実施し、調査の集計分析結果等を踏まえて経営指標の策定及び経営診断手法の確立に向けた検討・検証を行う。</p>	<p>【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#44 ○ 認可保育所簡易経営診断報告書を用いたモニター調査（34件）及び事業者団体へのヒアリング調査を実施し、この結果を踏まえて、認可保育所の経営指標を策定し、平成23年度の認可保育所に係る簡易経営診断の導入に向けた準備を行った。 《添付資料：20》</p>																
	<p>(4) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。</p>	<p>(4) 個別経営診断については、平成22年度において延べ280件以上の診断を実施する。</p>	<p>【個別経営診断の実績】#45 ○ 平成22年度における個別経営診断の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1843 1671 2881 1852"> <thead> <tr> <th>診断種別</th> <th>全体</th> <th>うち福祉</th> <th>うち医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地・経営分析診断</td> <td>49件</td> <td>29件</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>簡易経営診断</td> <td>1,244件</td> <td>1,162件</td> <td>82件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,293件</td> <td>1,191件</td> <td>102件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の経営分析診断には、東京都からの受託（14件）、簡易経営診断には東京都及び大田区からの受託（962件）を含む。</p>	診断種別	全体	うち福祉	うち医療	実地・経営分析診断	49件	29件	20件	簡易経営診断	1,244件	1,162件	82件	合計	1,293件	1,191件	102件
診断種別	全体	うち福祉	うち医療																
実地・経営分析診断	49件	29件	20件																
簡易経営診断	1,244件	1,162件	82件																
合計	1,293件	1,191件	102件																

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を得られるように努める。</p> <p>また、経営改善支援の手法を開発するため、経営診断の実施等を通じて、引き続き具体的な経営管理の実情を把握する。</p>	<p>○ 平成22年度においては、個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した148施設の診断先のうち、143施設(96.6%)から参考になった、またはやや参考になったとの回答を得ることができた。</p> <p>※参考になった：106施設、やや参考になった：37施設 ≪添付資料：21、22≫</p> <p>【経営改善支援事業への重点化】#46</p> <p>○ 実地調査を伴う経営診断（病院1施設、特養2施設）の申込を受けたことにより、現地において、経営者をはじめとする各部門長等へのヒアリングや職員アンケート調査を実施した。</p> <p>○ 上記のヒアリングやアンケート調査の結果に基づき、経営管理等に関する課題の抽出を行い、実地調査を伴う経営診断報告書の見直しを行った。</p>
<p>(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。</p>	<p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p>	<p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p>	<p>【個別経営診断の平均処理期間短縮】#47</p> <p>○ 平成22年度における経営分析診断の平均処理期間は32.9日となった。</p>
	<p>(7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。</p>	<p>(6) 平成21年度に引き続き、法人全体の分析に向けて、定量的な分析の指標の候補について、経年の決算データ等を用いて、その妥当性を検証するとともに、債権管理におけるその活用策について検討する。</p>	<p>【法人全体の格付の検討】#48</p> <p>○ 法人全体を分析するための決算データ（事業報告書）を回収し、経年の決算データを用いて財務・収支状況の分析を行った上で、実地調査への活用を図った。</p>
	<p>(8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。</p>	<p>(7) 経営支援について機構からの情報発信を強化するため、機構におけるこれまでの調査・研究の成果等も踏まえつつ、セミナー等における情報提供の拡充を図るとともに、福祉・医療施設の経営についての優良事例等の収集・分析を行う。</p>	<p>【施設経営者等に対する情報提供】#49</p> <p>○ 経営セミナーにおいて、機構情報の発信強化のため、経営指標や特定のテーマに基づく分析を解説する機構講義時間数の増大を図った。</p> <p>○ 経営セミナーにおいて、過去3か年に講演された実践事例について、経営優良事例としてカテゴリー別の分類、整理を行った。</p> <p>○ 経営の優良事例、改善事例となり得る医療施設（一般病院）の、事業報告データからの抽出方法について、検討を行うとともに、当該抽出方法により、経営の優良事例、改善事例として抽出した先へ訪問し、具体的な取り組み等についてのヒアリングを実施した。</p>
<p>(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の</p>	<p>(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の</p>	<p>(8) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の</p>	<p>【各業務における収支相償】#50</p> <p>○ 平成22年度においては、以下のとおり、業務実施に係る実費相当額を上回る収入</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績															
観点から自己収入の拡大に努めること。	観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。	<p>を確保した。</p> <table border="1" data-bbox="1834 268 2873 386"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収 入</th> <th>支 出</th> <th>差 引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td> <td>34,328千円</td> <td>30,485千円</td> <td>3,843千円</td> </tr> <tr> <td>個別経営診断</td> <td>14,621千円</td> <td>3,349千円</td> <td>11,272千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支出は、会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、運搬費等の事業の直接経費である。</p>				区 分	収 入	支 出	差 引	集団経営指導	34,328千円	30,485千円	3,843千円	個別経営診断	14,621千円	3,349千円	11,272千円
区 分	収 入	支 出	差 引															
集団経営指導	34,328千円	30,485千円	3,843千円															
個別経営診断	14,621千円	3,349千円	11,272千円															

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 8	評 定																									
	<p>集団経営指導（セミナー）については、年間実施計画策定時のセミナーテーマを一斉告知するなど積極的なPR活動を実施するとともに、平成21年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、機構発経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間拡大）等を実施した結果、セミナーの延べ受講者数は3,518人と中期計画の目標値（2,520人）を大きく上回る実績をあげるとともに、セミナーに対する満足度指標も76.1ポイントと中期計画の目標値（65ポイント）を大きく上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>個別経営診断については、効果的なPR活動等の実施及び東京都等からの受託業務を受けた結果、診断件数は1,293件（前年度1,273件）となり、年度計画の目標値（280件）を上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援した。なお、平成22年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した148施設の診断先のうち、143施設（96.6%）から参考になった、またはやや参考になったとの回答を得ることができた。また、診断メニューの多様化及び経営指標の拡大を図り、健全な施設経営を支援するため、認可保育所について、新たに経営指標を策定し、平成23年度の認可保育所に係る簡易経営診断の導入に向けた準備を行った。</p> <p>さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、民間と競合する業務を廃止すべきとされ、民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、見直し案をまとめ、その結果を平成23年度事業計画に反映させた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>																									
<p>[数値目標]</p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1" data-bbox="172 1234 759 1503"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均 10週間前</td> <td>平均 10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ 受講者数</td> <td>2,520人 以上</td> <td>12,600人 以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指数 ※</td> <td>平均65ポイ ント以上</td> <td>平均65ポイ ント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ セミナー受講者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施した結果の集計により算出</p>	項目	22年度計画	中期計画	開催告知	平均 10週間前	平均 10週間前	延べ 受講者数	2,520人 以上	12,600人 以上	満足度指数 ※	平均65ポイ ント以上	平均65ポイ ント以上	<p>① 平成22年度においては、年間実施策定時のセミナーテーマを一斉告知するなど積極的なPR活動を実施するとともに、平成21年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、機構発経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間の拡大）等を実施した結果、セミナーの延べ受講者数等の数値目標については、次のとおり実績をあげており、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供することができた。</p> <p>なお、開催内容の告知については、セミナー講師の選定に時間を要したこと等の影響により、22年度計画に比べ若干遅延したところであるが、積極的なPR活動を実施したことにより、延べ受講者数は対前年度（3,421人）を上回ることができたことから、受講希望者の受講機会を確保していると思慮される。</p> <table border="1" data-bbox="842 1499 1961 1661"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度計画</th> <th>22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催内容の告知</td> <td>平均10週間（70日）前</td> <td>平均65.8日前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>3,518人</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均76.1ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P48【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#43参照</p>	項目	22年度計画	22年度実績	開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均65.8日前	延べ受講者数	2,520人以上	3,518人	満足度指標	平均65ポイント以上	平均76.1ポイント				
項目	22年度計画	中期計画																											
開催告知	平均 10週間前	平均 10週間前																											
延べ 受講者数	2,520人 以上	12,600人 以上																											
満足度指数 ※	平均65ポイ ント以上	平均65ポイ ント以上																											
項目	22年度計画	22年度実績																											
開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均65.8日前																											
延べ受講者数	2,520人以上	3,518人																											
満足度指標	平均65ポイント以上	平均76.1ポイント																											

② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。

項目	22年度計画	中期計画
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上
平均処理期間	50日以内	50日以内

- ③ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を確保する。
- ④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。

② 積極的なPR活動などを行い、延べ診断件数及び平均処理期間の22年度計画の数値目標を上回った。

項目	22年度計画	22年度実績
延べ診断件数	280件以上	1,293件
平均処理期間	50日以内	32.9日

- ※ 業務実績P48【個別経営診断の実績】#45参照
- ③ 平成22年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した148施設の診断先のうち、143施設(96.6%)から参考になった、またはやや参考になったとの回答を得た。
- ※ 業務実績P48【個別経営診断の実績】#45参照
- ④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービスの実施及び受講者等の増加を図り、次のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。

区分	収入	費用	差引
集団経営指導	34,328千円	30,485千円	3,843千円
個別経営診断	14,621千円	3,349千円	11,272千円

※ 業務実績P49【各業務における収支相償】#50参照

【評価の視点】

- セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。
- セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。
- カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。
- 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。
- 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。
- 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善

【実績：×】

- ・ 上記【数値目標①】のとおり、目標は達成できなかったものの、積極的なPR活動を実施したことにより、延べ受講者数は対前年度(3,421人)を上回ることができており、受講希望者の受講機会を確保しているものと思慮される。
- ※ 業務実績P48【集団経営指導(セミナー)の開催実績】#43参照

【実績：○】

- ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。

【実績：○】

- ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。

【実績：○】

- ・ 認可保育所簡易経営診断報告書を用いてモニター調査(34件)及び事業者団体へのヒアリング調査を実施し、この結果を踏まえて、認可保育所の経営指標を策定し、平成23年度の認可保育所に係る簡易経営診断の導入に向けた準備を行った。
- ※ 業務実績P48【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#44参照

【実績：○】

- ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。

【実績：○】

- ・ 上記【数値目標③】のとおり達成した。

<p>等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。</p> <p>○ 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。</p> <p>○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。</p> <p>○ 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。</p> <p>○ 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。</p> <p>○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査を伴う経営診断（病院1施設、特養2施設）の申込を受けたことにより、現地において、経営者をはじめとする各部門長等へのヒアリングや職員アンケート調査を実施した。また、当該ヒアリングやアンケート調査の結果に基づき、経営管理等に関する課題の抽出を行い、実地調査を伴う経営診断報告書の見直しを行った。 ※ 業務実績P49【経営改善支援事業への重点化】#46参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに認可保育所の経営指標を策定した。 ※ 業務実績P48【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#44参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人全体を分析するための決算データ（事業報告書）を回収し、経年の決算データを用いて財務・収支状況の分析を行った上で、実地調査への活用を図った。 ※ 業務実績P49【法人全体の格付の検討】#48参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営セミナー及び経営診断では、高い満足度を獲得し、また広報誌WAMや、外部セミナーへの講師派遣、WEBなど多様な機会をとらえて情報発信を行った。 ※ 業務実績P49【施設経営者等に対する情報提供】#49参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標④】のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援している。 なお、当該事業においては、利用者アンケート等を実施しており、同調査結果に基づき、サービスの見直しを行い、利用者サービスの向上を図っている。 ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、民間と競合する業務を廃止すべきとされ、民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、見直し案をまとめ、その結果を平成23年度事業計画に反映させた。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施した社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>
<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。</p>	<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表する。</p>	<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定する。 なお、新しい助成制度の初年度であることにかんがみ、利用者の手続きに混乱を招くことがないように、助成対象事業や重点的に助成する分野をはじめ、助成制度の変更に伴う留意事項などを募集要領等に明記し、公表する。</p>	<p>【募集要領等の策定・公表】#51</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度分助成事業の募集については、平成21年度に旧長寿・子育て・障害者基金事業として募集（1次募集）し、新たな国庫補助による助成制度に応募があったものとみなして4月に内定した助成事業に加え、平成22年6月には、平成22年度から新しい助成制度となったことを踏まえ、国と協議のうえ、新たな助成区分（先進的・独創的活動支援事業、地域活動支援事業、障害者スポーツ支援事業）及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を設定した募集要領を策定・公表したうえで、2次募集を行った。 さらに、平成22年8月～9月には、国の政策課題（重点助成分野）のうち、「貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業」に特化して募集（3次募集）するなど、政策課題や国民ニーズに即した助成事業の募集を行った。 ○ 募集要領の策定に際しては、新しい助成制度となったことを踏まえ、地域活動支援事業において、地域における関係機関等との繋がりや協力・連携による民間活動の促進を期待し、これら関係機関等からの「紹介状」の提出を推奨することとし、審査の一助としたほか、新しい助成制度の初年度であることをかんがみ、利用者からの申請等手続きに混乱を招くことがないように、助成対象事業については、利用者がその趣旨を理解しやすいよう、より具体的な例を提示し、助成対象経費の留意点についても記載を見直した。 ○ また、採択団体に対しては、内定通知及び助成決定通知を発送する際、国庫補助金による助成制度となったことに伴う注意事項を同封して、一層の効率的事業実施や適切な会計処理等について、助成事業実施にあたって遵守すべきことの周知徹底を図った。 ○ 平成23年度分助成事業の募集にあたっては、国と今後の助成事業のあり方について協議したうえで、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえて、国として行うべきものに限定した助成対象テーマについて、平成23

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																									
			<p>年2月に募集要領に明記し、公表した。</p> <p>なお、募集の際には、「助成事業の基本方針」を策定・公表し、助成事業を通じて機構が目指す方向性を明確に打ち出すとともに、機構が期待する助成事業の例及び優良事業の例についても併せて機構ホームページに掲載し、積極的に機構から発信していくことで、各地の民間福祉団体にとって分かりやすく、応募しやすい助成制度となるよう取り組んだ。</p> <p>また、助成対象事業や助成対象テーマ等の変更に伴い、利用者が応募するに当たって混乱を招かないよう、全国9か所で開催した平成23年度助成事業に関する説明会及び個別相談会を10回開催し、1,583人の参加を得るとともに、387件の個別相談に応じた。</p> <p><助成対象事業の変更></p> <table border="1" data-bbox="1834 604 2881 800"> <thead> <tr> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進的・独創的活動支援事業</td> <td>福祉活動支援事業</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>社会参加促進活動支援事業</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援事業</td> <td>地域連携活動支援事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">《添付資料：24》</p>	平成22年度	平成23年度	先進的・独創的活動支援事業	福祉活動支援事業	地域活動支援事業	社会参加促進活動支援事業	障害者スポーツ支援事業	地域連携活動支援事業		全国的・広域的ネットワーク活動支援事業																															
平成22年度	平成23年度																																											
先進的・独創的活動支援事業	福祉活動支援事業																																											
地域活動支援事業	社会参加促進活動支援事業																																											
障害者スポーツ支援事業	地域連携活動支援事業																																											
	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業																																											
<p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。</p>	<p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。</p>	<p>(2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、平成21事業年度の事業評価の成果等を踏まえ、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。</p>	<p>【助成事業の審査・採択】#52</p> <p>○ 平成22年度に新たな社会福祉振興助成事業として応募のあった助成事業の選定にあたっては、新しい助成制度となったことを踏まえ、審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、機構ホームページにおいて公表したうえで、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において審査し、採択した。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：25》</p> <p><2次募集></p> <table border="1" data-bbox="1813 1171 2881 1591"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進的・独創的活動支援事業</td> <td>196</td> <td>1,380</td> <td>50</td> <td>222</td> <td>25.5</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>164</td> <td>323</td> <td>48</td> <td>75</td> <td>29.3</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援事業</td> <td>53</td> <td>197</td> <td>16</td> <td>70</td> <td>30.2</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>413</td> <td>1,900</td> <td>114</td> <td>367</td> <td>27.6</td> <td>19.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[先進的・独創的活動支援事業] 社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業</p> <p>[地域活動支援事業] 社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業</p> <p>[障害者スポーツ支援事業] 障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業</p>	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	先進的・独創的活動支援事業	196	1,380	50	222	25.5	16.1	地域活動支援事業	164	323	48	75	29.3	23.3	障害者スポーツ支援事業	53	197	16	70	30.2	35.6	合計	413	1,900	114	367	27.6	19.3
区分	要望		採択		採択率																																							
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																						
先進的・独創的活動支援事業	196	1,380	50	222	25.5	16.1																																						
地域活動支援事業	164	323	48	75	29.3	23.3																																						
障害者スポーツ支援事業	53	197	16	70	30.2	35.6																																						
合計	413	1,900	114	367	27.6	19.3																																						

中 期 目 標	中 期 計 画	2 2 年 度 計 画	2 2 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p>	<p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。</p>	<p><3次募集> 貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">要 望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採 択 率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金 額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金 額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金 額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進的・独創的 活動支援事業</td> <td>32</td> <td>137</td> <td>16</td> <td>42</td> <td>50.0</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>37</td> <td>78</td> <td>25</td> <td>43</td> <td>67.6</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>69</td> <td>215</td> <td>41</td> <td>85</td> <td>59.4</td> <td>39.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地における円滑なボランティアの受け入れ体制の基盤整備等に即応するため、平成23年3月には、被災地の情報を速やかに把握、共有化し、被災地へのボランティアの配置、被災者支援及び必要物資の供給のための情報システムを構築する事業に対して緊急助成を実施した。 (1事業、12,542千円)</p> <p>【参考：平成22年度分助成事業の要望及び採択】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">要 望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採 択 率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金 額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金 額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金 額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進的・独創的 活動支援事業</td> <td>948</td> <td>6,348</td> <td>290</td> <td>1,641</td> <td>30.6</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>1,273</td> <td>2,176</td> <td>672</td> <td>1,080</td> <td>52.8</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ 支援事業</td> <td>200</td> <td>775</td> <td>101</td> <td>411</td> <td>50.5</td> <td>53.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,421</td> <td>9,299</td> <td>1,063</td> <td>3,132</td> <td>43.9</td> <td>33.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【助成事業の固定化回避】 #53 ○ 平成22年度分助成事業の固定化回避については、旧長寿・子育て・障害者基金助成事業においても取り組んできたところであるが、新しい助成制度となったことを踏まえ、改めて固定化回避の方法等を見直し、選定方針に反映させた。</p> <p>【助成事業の選定方針の策定】 #54 ○ 平成23年度分助成事業の選定方針については、助成事業のあり方の検討内容等や平成21年度分助成事業の事後評価の結果等を踏まえ、選定方針（案）を策定し、助成事業のPDCAサイクルによる改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：26》</p>	区 分	要 望		採 択		採 択 率		事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)	先進的・独創的 活動支援事業	32	137	16	42	50.0	30.5	地域活動支援事業	37	78	25	43	67.6	54.9	合 計	69	215	41	85	59.4	39.4	区 分	要 望		採 択		採 択 率		事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)	先進的・独創的 活動支援事業	948	6,348	290	1,641	30.6	25.9	地域活動支援事業	1,273	2,176	672	1,080	52.8	49.6	障害者スポーツ 支援事業	200	775	101	411	50.5	53.0	合 計	2,421	9,299	1,063	3,132	43.9	33.7
区 分	要 望		採 択		採 択 率																																																																									
	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)																																																																								
先進的・独創的 活動支援事業	32	137	16	42	50.0	30.5																																																																								
地域活動支援事業	37	78	25	43	67.6	54.9																																																																								
合 計	69	215	41	85	59.4	39.4																																																																								
区 分	要 望		採 択		採 択 率																																																																									
	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)																																																																								
先進的・独創的 活動支援事業	948	6,348	290	1,641	30.6	25.9																																																																								
地域活動支援事業	1,273	2,176	672	1,080	52.8	49.6																																																																								
障害者スポーツ 支援事業	200	775	101	411	50.5	53.0																																																																								
合 計	2,421	9,299	1,063	3,132	43.9	33.7																																																																								

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績						
	(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。	(3) 自助支援・生活支援等の地域に密着した活動に対して助成する観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。	<p>【特定非営利活動法人等への助成】#55</p> <p>○ 平成22年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は82.0%となった。</p> <table border="1" data-bbox="1813 380 2881 516"> <thead> <tr> <th data-bbox="1813 380 2169 464">全助成事業数 (a)</th> <th data-bbox="2169 380 2525 464">特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)</th> <th data-bbox="2525 380 2881 464">占有率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1813 464 2169 516">1,063</td> <td data-bbox="2169 464 2525 516">872</td> <td data-bbox="2525 464 2881 516">82.0%</td> </tr> </tbody> </table>	全助成事業数 (a)	特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)	占有率 (b/a)	1,063	872	82.0%
全助成事業数 (a)	特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)	占有率 (b/a)							
1,063	872	82.0%							
(3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	(4) 各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。	<p>【各種提出書類の様式の見直し等】#56</p> <p>○ 助成先団体等の事務負担を軽減するため、助成金要望書から交付申請、完了報告書、事後評価までの各種提出書類の様式を見直した。</p> <p>○ 各種提出書類については、助成先団体や機構の事務負担の軽減を図るため、電子媒体での提出を促進するよう、助成先団体専用のホームページを開設し、随時、様式のダウンロードを可能とした。</p>						
	(5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	(5) 平成22事業年度分の「助成金交付申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	<p>【助成金交付までの平均処理期間短縮】#57</p> <p>○ 平成22年度分助成事業の助成決定の平均処理期間については、28.7日となり、目標の平均処理期間である30日より短い期間で処理することができた。</p>						
(4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。	(6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。 また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。	(6) 事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、審査・評価委員会において、平成22事業年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施する。 なお、助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、より効率的かつ効果的に実施するものとし、その成果を踏まえ、助成先団体において助成終了後も継続される事業等への有効な助言を行う。	<p>【助成事業の事後評価の実施】#58</p> <p>○ 平成22年度における事後評価については、平成22年6月に開催した審査・評価委員会評価部会（以下「評価部会」という。）において、事後評価を効率的かつ効果的に実施する観点から、評価の実施方法や評価結果の活用方法について必要な見直しを行った上で平成22年度の事後評価方針を策定し、実施した。 特にヒアリング評価については、より効率的かつ効果的に実施するため、平成21年度分助成事業の助成区分（旧一般分、旧特別分、旧地方分）毎にヒアリングの実施方法を変えるなどの見直しを行って実施した。 また、ヒアリングの際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供などの支援を併せて実施した。</p> <p>○ ヒアリング評価については、事後評価方針に基づき、外部有識者からなる評価部会の委員等により、平成21年度分助成事業の1割以上（100事業）実施した。</p> <p>○ また、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価部会委員による評価所見と機構事務局によるコメントを各団体に対してフィードバックした。</p>						

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>(7) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体にとって、利用しやすい助成制度とするため、平成23事業年度分の助成事業の選定方針等に反映するなど、継続的な改善に活用する。</p> <p>(8) 助成事業の事後評価や助成終了後1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらにおおむね3年経過後にもフォローアップ調査を実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を翌事業年度以降の選定方針の策定等に活かす。</p>	<p>【事後評価の結果の反映】#59 ○ 平成21年度分助成事業の事後評価については、平成22年12月に「助成事業の選定に当たっての評価部会からの提案」としてまとめ、平成23年度分助成事業の選定方針（案）などに反映した。 また、平成23年3月には評価部会として「平成21年度助成事業に関する評価報告書」を取りまとめ、公表した。 <p style="text-align: right;">《添付資料：27》</p> 【事後評価後の継続的なフォローアップ調査の実施】#60 ○ 平成20年度分助成事業について、1年経過後の事業のフォローアップ調査を実施するにあたり、助成終了後の継続状況等がより明確に把握できるよう、調査票の様式を見直したうえで、平成22年9月に実施し、調査結果を公表した。 また、3年経過後の事業（平成18年度分助成事業）についても、平成23年2月にフォローアップ調査を実施し、調査結果を公表した。 ○ 1年経過後の事業のフォローアップ調査については、助成事業の継続状況を分析し、調査結果を評価部会に報告した上で、平成23年度分助成事業の選定方針（案）の策定に反映した。</p>
<p>(5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>(7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。</p>	<p>(9) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、団体の事業実施に対して的確な相談・助言等に努める。 また、そのために必要な職員の専門性の向上に努める。 ① 今日的な課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、助成先団体等との意見交換等を計画的に実施する。 ② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても的確な相談、助言等が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。 ③ 専門家や現場とのネットワークづくりによって、現場の活性化や専門スタッフの育成を図る。</p>	<p>【助成先団体への相談・助言等】#61 ○ 平成22年度から新しい助成制度となったことから、助成先団体に対しては助成内定の段階から、国庫補助金による助成制度となったことによる留意点を書面にて周知するとともに、不明な点等については積極的に相談に応じた。 ○ ヒアリング評価の際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供などの支援を併せて実施した。 ○ 平成22年度分助成事業の重点助成分野のうち、「貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業」について、現地で直接、活動を確認し、助成先団体との意見交換等を行うなど、現場とのネットワークづくりや助言等を行った。（25団体） また、その結果については訪問レポートにまとめ、機構内で報告会を実施して課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、広く周知を図った。 【職員の専門性の向上】#62 ○ 職員の専門性向上の一環として、助成対象事業に関連したテーマについて、当該分野の専門家を招き、その分野で抱える課題やその解決のための機構の役割等を考えるための勉強会を開催した。 ・7/13 「権利擁護と成年後見制度の動向」 ・8/5 「子ども家庭福祉の過去、現在、未来」</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫補助金を財源とする助成事業を実施するにあたり、平成22年6月に財務省の法令担当者を講師とした「補助金等適正化法に関する勉強会」を開催し、適正な制度運用を図るとともに、助成先団体に対する事務指導に活用した。
	<p>(8) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。</p>	<p>(10) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。</p>	<p>【助成事業による新たな連携の強化】#63</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度分全助成先団体による自己評価(1,024事業)のうち、936事業(91.4%)から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得た。
	<p>(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。</p>	<p>(11) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。</p>	<p>【助成事業の利用者満足度】#64</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の利用者に対するアンケート調査の実施について、95.3%の利用者から満足したとの回答を得た。 ○ なお、平成22年度分全助成先団体による自己評価のうち、999事業(97.6%)から助成事業を利用して満足したとの回答を得た。
<p>(6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。</p>	<p>(12) 事後評価結果等を踏まえ、平成22事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで公表し、広く周知する。</p>	<p>【事業効果の高い優れた助成事業の周知】#65</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業効果の高い優れた助成事業については、ヒアリング評価結果等を踏まえて選出し、その事業概要や効果をホームページで公表するとともに、事業評価報告書に掲載するなどして、広く周知を図った。
		<p>(13) 優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図るため、平成22事業年度において、事業報告会や助成事業説明会を計3回以上開催する。</p>	<p>【助成事業報告会等の開催】#66</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介する事業報告会を全国3か所(宮城、大阪、福岡)で開催し、広く周知を図った。なお、93.5%の参加者から「良かった」との回答を得た。 ○ 社会的な問題となっている児童虐待の防止について、民間福祉団体による取り組みを広く社会に啓発・普及するため、特に、公的制度ではカバーできないケースに対する「民間団体による子どものシェルター」に焦点を絞り、有識者による講演及び助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告するシンポジウムを平成22年10月に開催した。また、当日の様子は、NHKのニュースで紹介されるなど、広く社会的な関心を集めるとともに、98.8%の参加者から「良かった」との回答を得た。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 9	評 定															
	<p>助成事業の募集については、平成22年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となったことを踏まえ、新たな助成対象事業及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を国と協議のうえ設定し、募集要領に明記するとともに、公表することができた。</p> <p>《助成事業の応募状況》</p> <table border="1" data-bbox="857 489 1952 667"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">平成21年度助成分</th> <th colspan="2">平成22年度助成分</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(対前年比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>2,168件</td> <td>2,421件</td> <td>(+253件)</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>7,046百万円</td> <td>9,299百万円</td> <td>(+2,253百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、平成23年度分助成事業の募集にあたっては、国と今後の助成事業のあり方について協議したうえで、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して行う創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、助成対象テーマについても、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに絞り込んで募集することができた。</p> <p>助成事業の審査、選定（採択）にあたっては、外部有識者からなる審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、選定方針を機構ホームページにおいて公表したうえで、審査・評価委員会において審査、選定（採択）することができた。</p> <p>平成22年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合については、中期計画の目標値80%を上回る82.0%を確保することができた。</p> <p>また、助成業務の事務手続きに関しては、助成先団体専用のホームページを整備するとともに、各種提出書類の様式を見直すことで、助成先団体等の事務負担の軽減を図った。</p> <p>一方、助成決定の平均処理期間は28.7日となり、中期計画の目標値30日以内で処理することができた。事後評価については、事後評価方針の策定にあたり、事後評価を効率的かつ効果的に実施する観点から、評価の実施方法や評価結果の活用方法について必要な見直しを行い、同方針に基づいて実施することができた。特にヒアリング評価については、より効率的かつ効果的に実施するため、平成21年度分助成事業の助成区分毎にヒアリングの実施方法を変えるなどして100事業へのヒアリング評価を実施するとともに、その際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供などの支援を併せて実施した。また、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価部会委員による評価所見と機構事務局によるコメントを各団体に対してフィードバックした。</p> <p>事後評価の結果については、速やかにホームページにて公表するとともに、平成23年度分助成事業の募集要領や選定方針（案）に反映し、助成制度のPDCAサイクルによる改善を行った。</p> <p>助成事業を通じた助成先団体への相談・助言や機構職員の専門性の向上に関しては、平成22年度分助成事業の重点助成分野のうち、「貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業」を実施する25団体の現場を訪問し、直接、活動を確認したり、助成先団体と意見交換を行うことによって、現場とのネットワークづくりに努めるとともに、情報提供や助言等を行った。また、その結果についてはレポートにまとめ、機構内で報告会を実施して課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、これらの分野で必</p>	区 分	平成21年度助成分	平成22年度助成分			(対前年比)	件 数	2,168件	2,421件	(+253件)	金 額	7,046百万円	9,299百万円	(+2,253百万円)			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p>	
区 分	平成21年度助成分			平成22年度助成分															
			(対前年比)																
件 数	2,168件	2,421件	(+253件)																
金 額	7,046百万円	9,299百万円	(+2,253百万円)																

	<p>要とされる支援や課題等について広く周知を図った。</p> <p>助成事業の成果（効果）については、平成22年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち91.4%あったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</p> <p>また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、95.3%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができた。</p> <p>さらに、事業効果の高い優れた助成事業の成果の普及に関しては、各地で事業報告会を3回実施し、事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く周知したほか、社会的な問題となっている児童虐待の防止について、民間福祉活動団体ならではの取り組みの側面から広く社会に啓発・普及するため、「NPOなどの民間団体による子どものシェルター事業」に焦点を絞ったシンポジウムを開催した。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、講ずべきとされた政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図ることを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>① 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>③ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。</p> <p>④ 助成事業が対象とした利用者のうち、70%以上の利用者から満足しているとの回答を得る。</p> <p>⑤ 助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催する。</p>	<p>① 平成22年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人又は非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は82.0%となり、中期計画の目標値である80%を超えていることが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P57【特定非営利活動法人等への助成】#55参照</p> <p>② 平成22年度分助成事業の助成金申請処理に当たっては、国庫補助金の交付決定後、速やかに助成決定できるよう、助成金申請書の様式を見直すなど事務の効率化を実施した結果、助成金申請から助成決定までの平均処理期間は28.7日となり、中期計画の目標処理期間である30日より短い日数で処理することができた。</p> <p>※ 業務実績P57【助成金交付までの平均処理期間短縮】#57参照</p> <p>③ 平成22年度分全助成先団体による自己評価（1,024事業）のうち、936事業（91.4%）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を得ることができた。</p> <p>※ 業務実績P59【助成事業による新たな連携の強化】#63参照</p> <p>④ 平成22年度助成先団体を通じて、助成事業を利用した方（エンドユーザー）を対象にした満足度調査を実施した結果、95.3%の利用者から満足したとの回答を得ることができた。</p> <p>※ 業務実績P59【助成事業の利用者満足度】#64参照</p> <p>⑤ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介、討議する事業報告会を3回開催し、年度計画の目標値を達成することができた。</p> <p>※ 業務実績P59【助成事業報告会等の開催】#66参照</p>	

【評価の視点】

- 毎年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表しているか。

- 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。

- 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。

- 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。

- 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。

【実績：○】

- ・ 平成22年度分助成事業の募集については、平成21年度に旧長寿・子育て・障害者基金事業として募集（1次募集）し、新たな国庫補助による助成制度に応募があったものとみなして4月に内定した助成事業に加え、平成22年6月には、平成22年度から新しい助成制度となったことを踏まえ、国と協議のうえ、新たな助成区分及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや4つの重点助成分野を設定した募集要領を策定し、ホームページ等で公表した。

- ・ 平成23年度分助成事業の募集にあたっては、国と今後の助成事業のあり方について協議したうえで、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して行う創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、助成対象テーマについても、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定し、平成23年2月に募集要領を策定、公表した。
なお募集の際には、「助成事業の基本方針」を策定・公表し、助成事業を通じて機構が目指す方向性を明確に打ち出すとともに、機構が期待する助成事業の例及び優良事業の例についても併せて機構ホームページに掲載し、積極的に機構から発信していくことで、各地の民間福祉団体にとって分かりやすく、応募しやすい助成制度となるよう取り組んだ。
※ 業務実績P54【募集要領等の策定・公表】#51参照

【実績：○】

- ・ 平成22年度分助成事業の選定方針の策定にあたっては、新しい助成制度となったことを踏まえ、改めて、固定化の方法等を見直し、選定方針に反映した。
※ 業務実績P56【助成事業の固定化回避】#53、【助成事業の選定方針の策定】#54参照

【実績：○】

- ・ 平成22年度分助成事業の選定にあたっては、審査・評価委員会において、審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定するとともに、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、当該方針を機構ホームページにおいて平成22年6月に公表したうえで、審査・評価委員会において審査し、採択した。
※ 業務実績P55【助成事業の審査・採択】#52参照

【実績：○】

- ・ 上記[数値目標①]のとおり中期計画を達成した。

【実績：○】

- ・ 助成先団体や機構の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子媒体での提出を促進するよう、助成先団体専用のホームページを開設し、随時、様式のダウンロードを可能とした。
また、助成金要望書から交付申請、完了報告書、自己評価までの各種提出書類の様式を見直し、申請に際しての助成先団体等の事務負担の軽減を図った。

<p>○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、事後評価方針を定め、当方針に基づき効率的かつ効果的な事後評価を実施しているか。</p> <p>○ 事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映しているか。</p> <p>○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言ができているか。</p> <p>○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。</p> <p>○ 助成事業が対象とした利用者のうち、70</p>	<p>※ 業務実績P57【各種提出書類の様式の見直し等】#56参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記[数値目標②]のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度における助成事業の事後評価については、効率的かつ効果的に実施する観点から、審査・評価委員会において、評価の実施方法や評価結果の活用方法について必要な見直しを行った評価方針を策定し、同方針に基づいて実施した。 特に、現地に赴いて実施するヒアリング評価については、平成21年度分助成事業の助成区分毎にヒアリングの実施方法を変えるなど、効率的かつ効果的に実施するとともに、ヒアリングの際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなど、助成金だけでなく様々な方法で効果的な支援を実施した。 ・ ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価部会委員による評価所見と機構事務局によるコメントを各団体に対してフィードバックした。 ※ 業務実績P57【助成事業の事後評価の実施】#58参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度分助成事業の事後評価の結果については、平成22年12月に「助成事業の選定に当たっての評価部会からの提案」としてまとめ、平成23年度分助成事業の選定方針（案）に反映した。 ※ 業務実績P58【事後評価の結果の反映】#59参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度分助成事業の重点助成分野のうち、「貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業」について、現地で直接、活動を確認したり、助成先団体との意見交換を通じて、現場とのネットワークづくりや助言等を実施した。（25団体） その結果についてはレポートにまとめ、機構内で報告会を実施して、助成先団体が抱える課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、広く周知を図った。 また、現地に赴いて実施するヒアリング評価の際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなどの支援を実施した。 ※ 業務実績P58【助成先団体への相談・助言等】#61参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記[数値目標③]のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p>	
--	---	--

<p>%以上の利用者から満足しているとの回答が得られているか。</p> <p>○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記[数値目標④]のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記[数値目標⑤]のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度から新たな助成制度となったことに伴い、以下の事項について、国民のニーズを念頭に事業の見直しを図るとともに、費用対効果の観点から事務・事業の見直しを検討し、平成22年度から実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 経費削減の観点から、助成事業の成果の普及に関して、助成事業の成果に関する資料集（事業年鑑）の発行を取り止めて、電子図書館に一本化するとともに、助成事業の募集広報についても、費用対効果を勘案し、新聞広告掲載を取り止める一方で、各種の福祉系ポータルサイトでのWeb掲載や専門誌での募集案内を重点的に行うことにより、一層、効率的、効果的な周知を図った。（経費削減額：▲32百万円） ⇒ 各地域できめ細かな視点で実施される比較的規模の小さな助成事業の応募・審査について、従来は各都道府県・指定都市社会福祉協議会を通じて応募や推薦を受けていたが、平成22年度よりこれを廃止して全て機構で直接受け付けることにより、事務コストを削減するとともに、機構が直接、事務指導や助言を行う体制とした。（経費削減額：▲78百万円） ⇒ 審査・評価委員会の体制について、事務コストの節減を念頭に、審査及び評価の質を確保しつつ、委員数を削減した。（21年度：28名→22年度：24名） ⇒ なお、平成23年度分助成事業の募集にあたって、それまで実施していた高齢者や障害者、子育て支援といった多分野での全方向的な助成ではなく、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、助成対象テーマについても、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに絞り込んだ。 <p>また、助成を行った事業については、ヒアリング評価や現場訪問等において、助成先団体の個別の相談に応じたり、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなどの支援にも注力することにより、助成事業のフォローアップや助成効果の最大化に努めた。</p> ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、講ずべきとされた政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図ることを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																				
<p>6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1264 718 1762 1117"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被共済職員数 (4/1現在)</td> <td>682,432人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金 支給者数</td> <td>74,480人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金 支給額</td> <td>90,853,890千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度	被共済職員数 (4/1現在)	682,432人	退職手当金 支給者数	74,480人	退職手当金 支給額	90,853,890千円	単位掛金額	44,700円	<p>6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="1792 718 2875 1117"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>703,887人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>62,717人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>79,280,049千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度	4月1日現在の被共済職員数	703,887人	退職手当金支給者数	62,717人	退職手当金支給額	79,280,049千円	単位掛金額	44,700円
区分	平成22事業年度																						
被共済職員数 (4/1現在)	682,432人																						
退職手当金 支給者数	74,480人																						
退職手当金 支給額	90,853,890千円																						
単位掛金額	44,700円																						
区分	平成22事業年度																						
4月1日現在の被共済職員数	703,887人																						
退職手当金支給者数	62,717人																						
退職手当金支給額	79,280,049千円																						
単位掛金額	44,700円																						
<p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p>	<p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。</p>	<p>(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。</p>	<p>【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#67 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間は39.0日となり、目標である75日以内を達成した。</p>																				
<p>(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p>	<p>(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。</p>	<p>(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施するすべての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱について指導を行う。 また、施設種類別に共済契約者（経営者）との意見交換会等を開催する。 さらに、加入促進を図るため、関係団体の協力を得てパンフレット等を配</p>	<p>【利用者への制度内容の周知等】#68 ○ 実務研修会の実施にあたっては、平成21年度の実務研修会において実施したアンケート結果を踏まえ、テキストの内容を見直した。 ○ 平成22年11月から平成23年3月にかけて35都道府県で開催されるすべての実務研修会に職員を派遣し、制度内容の周知、掛届や請求書等の作成上の留意点等について指導した。 また、共済契約者を直接訪問（19契約者）し、退職手当共済制度についての意見交換を行い、報告書を作成するとともに、要望については、可能なものから実現を図った。なお、収集した意見は機構ホームページのお客さまの声のページに掲載した。 【加入促進のための取り組み】#69 ○ 機構が実施した次のセミナーの受講者に対し、社会福祉施設職員等退職手当共済制</p>																				

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績								
		<p>布するとともに、新規契約者に対するアンケート調査の結果を踏まえ、効果的な制度の周知方法を具体化する。</p>	<p>度について、資料に基づき概要を説明するとともに、リーフレットを配布し、制度の周知を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1852 306 2843 550"> <tr> <td>施設開設・経営実務セミナー</td> <td>平成22年 6月 4日（東京） 平成22年 6月25日（大阪）</td> </tr> <tr> <td>障害者施設経営セミナー</td> <td>平成22年 9月 3日（東京）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム経営セミナー</td> <td>平成22年10月15日（東京）</td> </tr> <tr> <td>保育所経営セミナー</td> <td>平成23年 2月 4日（大阪） 平成23年 3月 4日（東京）</td> </tr> </table> <p>○ 新たに平成22年度においては、都道府県の協力を得て、退職手当共済制度に加入していない社会福祉法人（2,154法人）に対して加入案内、パンフレットを送付し、当制度への加入促進を図った。</p> <p>○ これらの加入促進策の実施によって、新たに140法人が新規加入することとなった。</p>	施設開設・経営実務セミナー	平成22年 6月 4日（東京） 平成22年 6月25日（大阪）	障害者施設経営セミナー	平成22年 9月 3日（東京）	特別養護老人ホーム経営セミナー	平成22年10月15日（東京）	保育所経営セミナー	平成23年 2月 4日（大阪） 平成23年 3月 4日（東京）
施設開設・経営実務セミナー	平成22年 6月 4日（東京） 平成22年 6月25日（大阪）										
障害者施設経営セミナー	平成22年 9月 3日（東京）										
特別養護老人ホーム経営セミナー	平成22年10月15日（東京）										
保育所経営セミナー	平成23年 2月 4日（大阪） 平成23年 3月 4日（東京）										
	<p>（3）提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>	<p>（3）利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。</p> <p>① 電子届出システムについて、システム改善や操作性の向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得られるように努める。</p> <p>② 事務処理の簡素化、処理期間の短縮を図る観点から電子届出システムで作成可能な届出について、事務処理見直しを行う。</p>	<p>【提出書類の電子届出化等】#70</p> <p>○ 電子届出システムを利用している共済契約者に対して、アンケート調査を実施した結果、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得た。</p> <p>○ 電子届出システムを利用している共済契約者から寄せられた意見を踏まえ、操作性のさらなる向上を図るため、職員加入日の表示機能の追加やシステム利用時間のタイムアウト設定時間を延長するなど、電子届出システムの改善を行った。 <small>《添付資料：28、29》</small></p>								
<p>（3）業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p>	<p>（4）業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p>（4）業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。 また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p>【業務指導等の強化】#71</p> <p>○ 平成23年2月に業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）の事務担当者に対する事務打合せ会を開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を行った。（参加実績：44都道府県55人） また、実務研修会にあわせて業務委託先に対し、個別に事務指導を行い、業務の周知・徹底を図った。</p>								

評価の視点等	自己評価	S	評価項目10	評 定	
	<p>平成22年度においては、都道府県に対する補助金の早期入金働きかけ、実務研修会での積極的な指導、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などに取り組んだ結果、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が39.0日となり、中期計画の目標値75.0日を大幅（36.0日短縮）に上回る実績をあげることができ、6万2千人余の退職者に計793億円の退職手当金を円滑に支給することができた。</p> <p>また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、共済契約者に対して、電子届出システムの利用促進を図った結果、平成23年度から新たに454法人が利用登録することとなり、利用率では前年度を2%上回る81%になるとともに、電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努めるなど、共済契約者の事務負担軽減に関して大きく寄与した。</p> <p>なお、平成22年度の掛金納付対象職員届の処理においては、延べ767,170人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制することができた。さらに、電子届出システムを利用している共済契約者に対するアンケート調査を実施した結果、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、電子届出システムの利用率の向上に努め、事務処理の効率化を図った。</p> <p>東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を講じた。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、退職手当金支給に係る平均処理期間について、中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上に貢献するとともに、電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行うことにより、電子届出システムの利用率の増加を図り、共済契約者及び機構における事務の軽減を実現するなど、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 (参考：19年度 61.7日 20年度 44.8日)</p> <p>② 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。</p>	<p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、以下の取組みを行った結果、39.0日となり、中期計画の目標値75日よりも36.0日の短縮を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月4回の資金交付の実施 ・ 都道府県に対する補助金の早期入金の依頼（資金不足による支給遅延の解消） ・ 実務研修会での積極的指導（適正な事務処理の徹底） ・ 事務処理が集中する上半期に短期派遣職員を積極的に投入 <p>※ 業務実績P65【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#67参照</p> <p>② 平成22年度においては、利用者アンケートを踏まえたシステム改善を実施するとともに、電子届出システムの利用案内を送るなど積極的な利用促進を図り、平成23年度では新たに454法人が電子届出システムを利用することとなった。</p> <p>平成23年4月に実施した電子届出システム利用者へのアンケート調査において、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られたことから、平成22年度に取り組んだ電子届出システムの改善が共済契約者の事務負担の軽減に寄与したことが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P66【提出書類の電子届出化等】#70参照</p>				

<p>【評価の視点】</p> <p>○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。</p> <p>○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。</p> <p>○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。</p> <p>○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を大幅に短縮して達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 35都道府県において延べ42回開催された実務研修会に職員を派遣し、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導し、手続きの適正化に努めるとともに、制度内容の周知を図った。 ※ 業務実績P65【利用者への制度内容の周知等】#68参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度においては、19か所の共済契約者を訪問し、共済制度及び諸手続きについて不明点の確認や説明を行うとともに、制度や機構職員の対応等について意見交換を行うなど、顧客サービスの向上に努めた。 ※ 業務実績P65【利用者への制度内容の周知等】#68参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済契約者の事務負担軽減のため、次のとおり電子届出システムの利用促進、操作性向上のためのシステム改善を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 電子届出システムの利用案内を作成し、システム未利用の共済契約者（3,475法人）に送付した。 ② 35都道府県で開催された共済契約者の事務担当者に対する実務研修会において、電子届出システムの利便性について説明した。 ③ 共済契約者を対象として、WAM NETの操作及び電子届出システムの操作について、WAM NET事業課と共同して実際にパソコンを用いた操作説明会を実施した。 ④ 電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システム改善を実施し、操作性のさらなる向上を図った。 その結果、平成23年度の電子届出システム利用者アンケートにおいて、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答が得られた。また、電子届出システムの利用促進を図り、新たに454法人が電子届出システムの利用登録を行い、平成23年度におけるシステム利用率は81%（平成22年度のシステム利用率79%）となり、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、機構における事務の効率化も図ることができた。 ※ 業務実績P66【提出書類の電子届出化等】#70参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり、電子届出システム利用者アンケートにおいて、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答が得られた。 	
---	---	--

<p>○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年2月に業務委託先（47都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を図った。また、実務研修会にあわせて業務委託先に対し、個別に事務指導を行い、業務の周知・徹底を図った。 ※ 業務実績P66【業務指導等の強化】#71参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、共済契約者あてに送付する掛金納付対象職員届の提出に関する書類のうち、電子届出システム利用者あてに送付する書類の一部をホームページからダウンロードして使用する取扱いとするなど送付書類の見直しを行った。 当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、電子届出システムの利用率の向上に努め、事務処理の効率化を図った。 東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を講じた。 	
---	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 2 年 度 計 画	2 2 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 22 事業年度</th> </tr> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: right;">417 人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td style="text-align: right;">2,012 人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td style="text-align: right;">82,024 人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: right;">49,038 人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td style="text-align: right;">7,150,600 千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td style="text-align: right;">11,850,900 千円</td> </tr> </table>	区 分	平成 22 事業年度	新規加入者数	417 人	新規年金受給者数	2,012 人	保険対象加入者数	82,024 人	年金給付保険金支払対象障害者数	49,038 人	死亡・障害保険金額	7,150,600 千円	年金給付保険金額	11,850,900 千円	<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成22事業年度</th> </tr> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: right;">402人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td style="text-align: right;">2,286人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td style="text-align: right;">82,260人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: right;">49,467人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td style="text-align: right;">8,038,400千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td style="text-align: right;">11,946,660千円</td> </tr> </table>	区 分	平成22事業年度	新規加入者数	402人	新規年金受給者数	2,286人	保険対象加入者数	82,260人	年金給付保険金支払対象障害者数	49,467人	死亡・障害保険金額	8,038,400千円	年金給付保険金額	11,946,660千円
区 分	平成 22 事業年度																														
新規加入者数	417 人																														
新規年金受給者数	2,012 人																														
保険対象加入者数	82,024 人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	49,038 人																														
死亡・障害保険金額	7,150,600 千円																														
年金給付保険金額	11,850,900 千円																														
区 分	平成22事業年度																														
新規加入者数	402人																														
新規年金受給者数	2,286人																														
保険対象加入者数	82,260人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	49,467人																														
死亡・障害保険金額	8,038,400千円																														
年金給付保険金額	11,946,660千円																														

<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成21年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>	<p>【財務状況の検証と公表】#72 ○ 平成22年9月10日に財務状況検討会を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成21年度決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめた。また、取りまとめた報告書について、次のとおり関係者への報告及び情報の公表等を行い、事業の透明性の確保に努めた。 《添付資料：31》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成22年10月 5日</td> <td>厚生労働省へ報告</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 5日</td> <td>都道府県・指定都市へ報告書を送付</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月15日</td> <td>機構のホームページで公表</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月28日 平成22年11月25日</td> <td>障害者関係団体（全国重症心身障害児（者）を守る会、全日本手をつなぐ育成会）に説明</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月22日</td> <td>地方公共団体事務担当者会議において説明</td> </tr> </table>	平成22年10月 5日	厚生労働省へ報告	平成22年10月 5日	都道府県・指定都市へ報告書を送付	平成22年10月15日	機構のホームページで公表	平成22年10月28日 平成22年11月25日	障害者関係団体（全国重症心身障害児（者）を守る会、全日本手をつなぐ育成会）に説明	平成22年12月22日	地方公共団体事務担当者会議において説明
平成22年10月 5日	厚生労働省へ報告												
平成22年10月 5日	都道府県・指定都市へ報告書を送付												
平成22年10月15日	機構のホームページで公表												
平成22年10月28日 平成22年11月25日	障害者関係団体（全国重症心身障害児（者）を守る会、全日本手をつなぐ育成会）に説明												
平成22年12月22日	地方公共団体事務担当者会議において説明												

中 期 目 標	中 期 計 画	2 2 年 度 計 画	2 2 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。

② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。

② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。

② 運用の目標

ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。

イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。

【運用の基本的考え方】#73

○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で、平成20年4月1日に策定した分散投資を基本とする長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、運用を行った。

《添付資料：32》

【運用の目標】#74

○ 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。

【運用受託機関の選定、管理及び評価】#75

○ 運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保のため、各運用受託機関ごとに提示した運用方法等に係るガイドラインの遵守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。

【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#76

○ 平成22年度におけるベンチマーク収益率との差は、次のとおりであり、概ね各資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。

[平成22年4月～平成23年3月（年率）]

区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	
有価証券	国内	債券	1.81%	1.85%	0.04%
		株式	▲9.23%	▲9.22%	0.01%
	外国	債券	▲7.54%	▲7.53%	0.01%
		株式	2.41%	2.17%	▲0.23%
短期資産		0.07%	0.10%	0.04%	
合計		0.18%	0.35%	0.18%	

《添付資料：33》

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績										
<p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。</p>	<p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資</p>	<p>ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p>	<p>【評価ベンチマークの設定】#77 ○ 適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して、次のとおり平成20年度に設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。</p> <table border="1" data-bbox="1852 422 2881 800"> <tr> <td>国内債券</td> <td>NOMURA-BPI（総合）</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>TOPIX（配当込み）</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>有担保コールレート（翌日物）</td> </tr> </table> <p>【運用におけるリスク管理】#78 ○ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用して、把握・分析し、リスク管理を行った。</p> <p>【年金給付のための流動性の確保】#79 ○ 年金給付の支出のため、流動性（現金）のある口座（決済用普通預金）においては、必要最小限度で資金を管理した。</p> <p>【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#80 ○ 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続きホームページで公表した。 ○ なお、運用に関する基本方針の見直しについては、平成22年9月の資産運用委員会で検討を行った結果、見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：34》</p>	国内債券	NOMURA-BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）
国内債券	NOMURA-BPI（総合）												
国内株式	TOPIX（配当込み）												
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）												
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）												
短期資産	有担保コールレート（翌日物）												

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																		
<p>・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。</p> <p>・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p>	<p>産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="759 1129 1219 1423"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本 ポ-トフォリオ</th> <th>乖離 許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)</p> <p>⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p>	区 分	基本 ポ-トフォリオ	乖離 許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>⑥ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成22年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p>	<p>【基本ポートフォリオの見直し】#81</p> <p>○ 基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて、平成22年9月の資産運用委員会で検証を行い、基本ポートフォリオについては、見直す必要はないとの結論を得た。</p>
区 分	基本 ポ-トフォリオ	乖離 許容幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
------	------	--------	----------

<p>⑧ リスク管理の徹底</p> <p>基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 <p>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> ・ 各資産 <p>市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。</p> ・ 各運用受託機関 <p>運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の</p> 	<p>(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基本ポートフォリオ</th> <th style="text-align: center;">乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td style="text-align: center;">71.6%</td> <td style="text-align: center;">±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> <td style="text-align: center;">±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 <p>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。</p> ・ 各資産 <p>各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。</p> ・ 各運用受託機関及び各資産管理機関 <p>運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関する</p> 	区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>【乖離状況の把握等】#82</p> <p>○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>【資産全体のリスク管理】#83</p> <p>○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。</p> <p>毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>【各資産のリスク管理】#84</p> <p>○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。</p> <p>毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>【各運用受託機関及び各資産管理機関】#85</p> <p>○ 運用受託機関及び資産管理機関に対し示した運用及び資産管理に関するガイドラインにより、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。</p>
区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。</p> <p>⑩ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 <p>また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑪ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p>	<p>ガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑧ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑨ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成21年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>	<p>【運用手法】#86 ○ 各資産ともパッシブ運用を実施した。</p> <p>【企業経営等を与える影響への考慮】#87 ○ 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。</p> <p>【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#88 ○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された決算書を基に平成21年度決算を分析し検証するとともに、平成22年9月に開催した財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績						
<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施</p> <p>① 事務担当者会議の開催 事務担当者会議を効率的に開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p> <p>② 制度改正後の事務処理の改善 平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その結果を業務改善に反映させる。</p>	<p>【事務担当者会議の開催】#89</p> <p>○ 地方公共団体事務担当者会議に向けて、地方公共団体の意見、要望等を反映させるためのアンケート調査を行った。アンケート調査の結果を踏まえ、以下のとおり事務担当者会議を開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携の強化を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1834 457 2861 533"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年12月22日</td> <td>東京都</td> <td>67人(62都道府県市)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。(新潟県、新潟市：平成23年2月4日、東京都、相模原市：平成23年2月18日)</p> <p>○ 平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その意見等を踏まえ、顧客保護の観点から、顧客にとっての不利益情報(年金が支給されない場合)について利益情報と同様に周知徹底し、制度についての誤解が生じないようにするため、パンフレットの見直しを行った。</p> <p>○ 地方公共団体の意見を踏まえ、3種類あるリーフレットのうち、共通部分の多いものを統合して2種類とすることにより、制度周知の効率化を図った。</p> <p>○ 平成23年3月に加入者、年金管理者及び年金受給者への制度周知のため、事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレットを作成し、地方公共団体に送付し加入者等へ配布するよう依頼した。</p>	開催日	開催場所	参加者	平成22年12月22日	東京都	67人(62都道府県市)
開催日	開催場所	参加者							
平成22年12月22日	東京都	67人(62都道府県市)							

評価の視点等	自己評価	B	評価項目 1 1	評 定	
	<p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成21年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公開を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。</p> <p>扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施することができた。運用利回りについては0.35%であり、ベンチマーク収益率(0.18%)を上回った。また、各資産についても概ねベンチマーク収益率を確保することができた。なお、平成22年度末において、繰越欠損金の解消には至っていない。</p> <p>また、地方公共団体に対して事務処理等についてのアンケート調査を行い、その意見等を踏まえ、顧客保護の観点から、顧客にとっての不利益情報(年金が支給されない場合)について利益情報と同様に周知徹底することの必要性を認識し、そのためのパンフレットの見直しを行った。平成23年3月に地方公共団体にパンフレットを送付し、加入者等に配布するなどの活用を促し、制度のより一層の理解を図るとともに、顧客保護の周知徹底に努めた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減等により、経費を節減した。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p>	
<p>[数値目標]</p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>	<p>① 運用利回りについては0.35%であり、ベンチマーク収益率(0.18%)を上回った。また、各資産についても概ねベンチマーク収益率を確保することができた。</p> <p>※ 業務実績P71【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#76参照</p> <p>② 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続きホームページで公表した。</p> <p>② なお、運用に関する基本方針の見直しについては、平成22年9月の資産運用委員会で検討を行った(基本方針の見直しは行っていない)。</p> <p>※ 業務実績P72【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#80参照</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成22年9月の資産運用委員会で検証を行った。</p> <p>※ 業務実績P73【基本ポートフォリオの見直し】#81参照</p> <p>④ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>※ 業務実績P74【乖離状況の把握等】#82参照</p>				

<p>【評価の視点】</p> <p>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p> <p>○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。</p> <p>○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。</p> <p>○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。</p> <p>○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成21年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告（平成22年10月）するとともに、障害者関係団体への説明（平成22年10月、11月）、機構のホームページでの公開（平成22年10月）を実施した。 ※ 業務実績P70【財務状況の検証と公表】#72参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金の運用を行った。 ※ 業務実績P71【運用の基本的考え方】#73参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオを、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りである2.8%を長期的に確保するよう資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に定めた。 ※ 業務実績P71【運用の基本的考え方】#73参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、基本ポートフォリオを適切に管理した。 ※ 業務実績P71【運用の目標】#74参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用実績、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ選定し、平成20年4月1日に運用受託機関2社と金銭信託契約を締結した。 また、運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令順守の確保のため、各運用受託機関ごとに運用方針等にかかるガイドラインを提示し、その順守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。 ※ 業務実績P71【運用受託機関の選定、管理及び評価】#75参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチマークについては、適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して、平成20年度に設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。 	
--	---	--

国内債券	NOMURA-BPI（総合）
国内株式	TOPIX（配当込み）
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）
短期資産	有担保コールレート（翌日物）

※ 業務実績P72【評価ベンチマークの設定】#77参照

○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。

[実績：○]

- ・ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。
また、各資産ごとに各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。
※ 業務実績P72【運用におけるリスク管理】#78参照

○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。

[実績：○]

- ・ 年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行うために、年度期首の短期資産を平成22年度所要見込額と同程度とした。
※ 業務実績P72【年金給付のための流動性の確保】#79参照

○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。

○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。

○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。

[実績：○]

- ・ 基本ポートフォリオ策定に当たっては、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提との整合性に留意して、運用コンサルティング会社を活用し、資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。

○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直ししているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標③】のとおり中期計画を達成した。

○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標④】のとおり中期計画を達成した。

<p>○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。</p> <p>○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。</p> <p>○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。</p> <p>○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。</p> <p>○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。</p> <p>○ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。</p> <p>○ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体のリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体にかかるリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P74【資産全体のリスク管理】#83参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産ごとのリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産ごとの市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を分析把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P74【各資産のリスク管理】#84参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ソブリン・リスクについても運用コンサルティング会社を活用し注視した。 ※ 業務実績P74【各資産のリスク管理】#84参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関及び資産管理機関に対し、運用及び資産管理に関するガイドライン（ベンチマーク含む）を示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況、リスク負担の状況及び信用リスクを把握し、問題のないことを確認した。 ※ 業務実績P74【各運用受託機関及び各資産管理機関】#85参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産ともパッシブ運用を実施した。 ※ 業務実績P75【運用手法】#86参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。 ※ 業務実績P75【企業経営等に与える影響への考慮】#87参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねた。運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主 	
--	---	--

<p>性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。</p> <p>■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。 （ii については事前に明らかにされているか。）（政・独委評価の視点）</p> <p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）</p> <p>■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p> <p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。</p>	<p>利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めた。</p> <p>※ 業務実績P75【企業経営等に与える影響への考慮】#87参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] ・ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、徴求した決算書を基に平成21年度決算を分析し検証するとともに、平成22年9月に開催した財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。 ※ 業務実績P75【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#88参照</p> <p>[実績：○] ・ 事務担当者会議に向けて、地方公共団体に対して事前アンケート調査を行った。調査の結果、会議の開催形態（時期・場所・形式）や議事内容について、地方公共団体の意見を反映して、平成22年12月に東京（機構）で事務担当者会議を開催した。 特に、地方公共団体相互間の情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問・要望事項等を募り、事項別に整理することにより参加者の利便性の向上を図るなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。</p> <p>・ 平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その意見等を踏まえ、顧客保護の観点から、顧客にとっての不利益情報（年金が支給されない場合）について利益情報と同様に周知徹底し、制度についての誤解が生じないようにするため、パンフレットの見直しを行い、制度のより一層の理解を図った。</p> <p>・ 地方公共団体の意見を踏まえ、3種類あるリーフレットのうち、共通部分の多いものを統合して2種類とすることにより、制度周知の効率化を図った。</p>	
--	--	--

<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年3月に加入者、年金管理者及び年金受給者への制度周知のため、事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレットを作成し、地方公共団体に送付し加入者等へ配布するよう依頼した。 ・ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。 ※ 業務実績P76【事務担当者会議の開催】#89参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体事務担当者会議の開催やアンケート調査の実施、障害者関係団体（親の会等）との意見交換を通して、利用者のニーズの把握に努め、制度理解を深めるためのパンフレットの見直しを行った。 ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減等により、経費を節減した。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績						
<p>8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>						
<p>(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、福祉保健医療サービス事業費が減額される中で、効率的な運用を図り、利用者サービスの維持に努める。</p>	<p>【提供情報の質の向上】 #90</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区医師会等による地域密着の医療情報の紹介や医療に関する役立つ情報をまとめた医療情報誌発行の取り組み等を事例紹介し、医療に関する情報の充実を図った。 ○ WAM NETの保有するデータ等を利用した国の調査研究事業の成果を外部機関の協力を得てWAM NET上に掲載し、介護、障害福祉等に関する情報の充実を図った。 ○ 機構開催の施設経営セミナーの講演内容について、概要コラムを掲載し、提供情報の充実を図った。 ○ 厚生労働省で開催された審議会等の議事内容について、会議資料等の掲載に併せて概要コラムを掲載し、提供情報の充実を図った。 ○ 月刊誌「WAM」と連携し、先駆的な施設整備を行った貸付先を取材し事例紹介記事を掲載した。 ○ 経営支援室と連携し、機構融資先の病院、特別養護老人ホーム等に関する経営状況の概要コラムを掲載した。 						
	<p>(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7,5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。</p>	<p>(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を8,2万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。</p>	<p>【利用者数及び利用者満足度の向上】 #91</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度における年間アクセス件数(※1)及びヒット件数(※2)、利用機関登録数並びに利用者の満足度指数については、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1843 1692 2881 1772"> <thead> <tr> <th>年間アクセス件数(ヒット件数)</th> <th>利用機関登録数</th> <th>満足度指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,349万件(24,334万件)</td> <td>83,149件</td> <td>90.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 アクセス件数：WAM NETトップページのアクセス数 ※2 ヒット件数：掲載情報の直接閲覧数</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：35,36》</p>	年間アクセス件数(ヒット件数)	利用機関登録数	満足度指数	1,349万件(24,334万件)	83,149件	90.2%
年間アクセス件数(ヒット件数)	利用機関登録数	満足度指数							
1,349万件(24,334万件)	83,149件	90.2%							

中 期 目 標	中 期 計 画	2 2 年 度 計 画	2 2 年 度 業 務 実 績															
			○ アクセス数の増加を図るため、アンケート調査における利用者からの要望を踏まえ、検索結果を地図上に一覧表示する機能及びログイン時にソフトウェアキーボードによる入力補助機能を追加し、コンテンツ機能を充実した。															
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。	(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。	(3) WAM NET基盤を機構等業務の電子届出として活用するとともに、WAM NET機能及び電子データ等を効率的に活用し、国の福祉保健医療施策を支援する。	【WAM NET基盤の活用】#92 ○ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の利用に対し、迅速なユーザIDの発行やシステム利用における問合せの対応を行い、電子届出の円滑な実施を推進したことにより、業務の効率化を図ることができた。(電子届出の利用率：退職手当共済81%(前年度79%)、福祉医療貸付事業の事業報告書64%(前年度55%)) ○ 平成21年度にシステム改修された看護師等養成所報告管理システムの利用に対し、迅速なユーザIDの発行やシステム利用における問合せの対応を行い、円滑なシステム運用を推進した。															
(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。 また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。	(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。 また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。	(4) 現在実施しているバナー広告等により自己収入を確保する。	【広告収入等の自己収入の拡大】#93 ○ 経営セミナーの有料配信システムの導入(システム導入経費、入金管理方法等)の可能性について、検討を行った。 ○ 福祉用具情報(福祉Biz)の掲載内容の拡張と掲載対象先の拡大について検討を行った。 ○ 機構及び外部で開催されるセミナー等に参加し、バナー広告の募集を行った。 (平成23年3月末現在) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バナー広告収入</td> <td>35件</td> <td>10,269千円</td> </tr> <tr> <td>介護ソフト等広告収入</td> <td>51件</td> <td>3,208千円</td> </tr> <tr> <td>福祉ビジネス広告収入</td> <td>9件</td> <td>756千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>95件</td> <td>14,233千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件 数	金 額	バナー広告収入	35件	10,269千円	介護ソフト等広告収入	51件	3,208千円	福祉ビジネス広告収入	9件	756千円	合 計	95件	14,233千円
区 分	件 数	金 額																
バナー広告収入	35件	10,269千円																
介護ソフト等広告収入	51件	3,208千円																
福祉ビジネス広告収入	9件	756千円																
合 計	95件	14,233千円																

評価の視点等	自己評価	A	評価項目12	評 定													
	<p>WAMNETにおける提供する情報の質の向上を図るため、介護・医療・障害関係の情報を都道府県や国と連携し、最新の情報を迅速に提供するとともに、厚生労働省で開催された審議会等の議事内容について会議資料等の掲載に併せた概要コラム等を掲載した。また、検索結果を地図上に一覧表示する機能及びログイン時にソフトウェアキーボードによる入力補助機能を追加するなど、利用者の利便性を向上させるための措置を講じた。</p> <p>この結果、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、前年度（21,610万件）を上回る24,334万件（対前年度比112.6%）となるとともに、満足度も90.2%と高い水準を確保するなど、利用者ニーズに十分に対応した。さらに、利用機関登録数については、事業報告書等の電子報告システムの利用者が増加した影響等により、年度計画目標である82,000件を上回る83,149件を確保した。</p> <p>加えて、広告収入等の自己収入においても、民間企業とのタイアップによる特集コーナーを平成21年度に引き続き実施したほか、機構及び外部で開催されたセミナー等に参加しバナー広告の募集を行った結果、前年度（1,072万円）を351万円上回る1,423万円（中期目標期間の最終事業年度における目標額の95%）を確保した。</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分けの結果並びに見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報について見直しが必要なコンテンツの検討・整理を実施し、掲載廃止に向けた準備を行った。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>													
<p>【数値目標】</p> <p>① 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1" data-bbox="189 1087 759 1354"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td> <td>1,400万件以上</td> <td>1,400万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>8.2万件以上</td> <td>7.5万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度※</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ WAMNETの情報利用者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施し「満足」との回答数を集計</p> <p>② 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保する。</p>	項目	22年度計画	中期計画	年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上	利用機関登録数	8.2万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度※	90%以上	90%以上	<p>① アクセス件数については、年度計画目標1,400万件を若干下回る1,349万件であったが、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、前年度（21,610万件）を上回る24,334万件（対前年度比112.6%）となっており、利用者ニーズには十分対応している。</p> <p>① 利用機関登録数については、年度計画目標8.2万件を上回る実績を確保した。</p> <p>① 利用者満足度については、情報を集約して分かりやすく提供するなど、利用者の利便性の向上を図ることにより、満足度90.2%の高水準を確保した。 ※ 業務実績P83【利用者数及び利用者満足度の向上】#91参照</p> <p>② ワムネットプラスにおいて、民間企業とのタイアップによる特集コーナーを平成21年度に引き続き実施したほか、機構及び外部で開催されたセミナー等に参加しバナー広告の募集を行った結果、自己収入として1,423万円（中期目標期間の最終事業年度における目標額の95%）を確保した。 ※ 業務実績P84【広告収入等の自己収入の拡大】#93参照</p>				
項目	22年度計画	中期計画															
年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上															
利用機関登録数	8.2万件以上	7.5万件以上															
利用者の満足度※	90%以上	90%以上															
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び国と連携し、最新情報を迅速に提供するとともに、福祉医療政策の動向やアンケート調査における利用者からの要望を踏まえ、介護事業者情報の内容の充実、厚生労働省で開催された審議会等の会議資料・概要コラムの掲載及び検索結果を地図上に表示する機 																

<p>○ 年間アクセス件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。</p> <p>○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図っているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>能等の追加など、利用者の利便性の向上を実現した。 ※ 業務実績P83「提供情報の質の向上」#90参照</p> <p>[実績：○] ・ 上記【数値目標①】のとおり年度計画を達成した。</p> <p>[実績：○] ・ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の円滑な実施を推進したことにより業務の効率化を図ることができた。（電子届出の利用率：退職手当共済81%（前年度79%）、福祉医療貸付事業の事業報告書64%（前年度55%）） ・ 平成21年度にシステム改修された看護師等養成所報告管理システムの円滑な運用を推進した。 ※ 業務実績P84「WAM NET基盤の活用」#92参照</p> <p>[実績：○] ・ 平成22年度において1,423万円の自己収入を確保し、中期目標期間の最終事業年度における目標額1,500万円の95%に達した。 ※ 業務実績P84「広告収入等の自己収入の拡大」#93参照</p> <p>[実績：○] ・ WAM NETについては、厚生労働省省内事業仕分けの結果、並びに、見直しの基本方針に基づき、重複する行政情報等、見直しが必要なコンテンツの検討を行った。 ※ 業務実績P11「業務・システム最適化計画に基づく効率化等」#9参照</p> <p>[実績：○] ○ WAMNETに係る自己収入の増加策について検討を行ってきたが、平成21年度において利用料の徴収は適切でないとの結論を得たところであるが、今後における自己収入の確保策としては、本来の事業の目的に反しない範囲内において広告収入などを中心に可能な限りの収入の確保に努めることとした。 ※ 業務実績P84「広告収入等の自己収入の拡大」#93参照</p> <p>[実績：○] ・ WAM NETにおける提供する情報の質の向上を図るため、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害福祉サービス事業者情報等については、都道府県及び国と連携し、最新情報を迅速に提供するとともに、福祉医療政策の動向やアンケート調査における利用者からの要望を踏まえ、介護事業者情報の内容の充実、厚生労働省で開催された審議会等の会議資料・概要コラムの掲載及び検索結果を地図上に表示する機能等の追加など、利用者の利便性の向上を実現している。</p> <p>・ 厚生労働省省内事業仕分けの結果並びに見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報について見直しが必要なコンテンツの検討・整理を実施し、掲載廃止に向けた準備を行った。</p>	
---	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 2 年 度 計 画	2 2 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分		平成 22 事業年度
		千円
貸付契約額		186,300,000
資金交付額		186,300,000
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	186,300,000 (59,000,000)

○労災年金担保貸付事業

区 分		平成 22 事業年度
		千円
貸付契約額		4,900,000
資金交付額		4,900,000
原資	貸付回収金等	4,900,000

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。

(実績)

○年金担保貸付事業

区 分		平成 22 事業年度
		千円
貸付契約額		179,173,730
資金交付額		179,173,730
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	179,173,730 (59,000,000)

○労災年金担保貸付事業

区 分		平成 22 事業年度
		千円
貸付契約額		4,491,970
資金交付額		4,491,970
原資	貸付回収金等	4,491,970

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。</p>	<p>【利率設定方式の見直し】#94</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金担保貸付事業においては、中期目標期間中の損益が均衡するように貸付金利の見直しを3回実施し適正化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成22年6月には、平成21年度決算及び財投機関債の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の引き下げを決定 ② 平成22年10月には、上半期の貸付実績等に基づく検証により貸付金利の据置きを決定 ③ 平成23年1月には、財投機関債の発行状況や平成22年度の執行状況等を踏まえた収支状況の影響を検証を行い、貸付金利の引き下げを決定 ○ 労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて3回実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。 ○ 上記のとおり、平成22年度の貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中(平成24年度末)の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、平成22年度決算においては、年金担保貸付事業において当期総損失167百万円を計上したが、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。
<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。</p>	<p>(2) 利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済とするために実施した平成22年2月の制度取扱変更について、着実に実施する。</p> <p>また、利用者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を公表する。</p>	<p>【無理のない返済に配慮した制度の運用】#95</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年2月の制度取扱変更について、受託金融機関の取扱窓口に周知を図ること等により、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施した。 ○ 平成22年2月に導入した返済期間中生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更制度において、年間3,556件の変更承認を行い、利用者の生活の安定を支援することに寄与した。 <small>《添付資料：37》</small> <p>【アンケート調査の実施】#96</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度運営の実態把握をするため、平成22年8月3日から9月1日の間の借入申込者に対して、アンケート調査を実施し、その結果を同年12月に機構ホームページにおいて公表した。 <small>《添付資料：38》</small>
<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p>	<p>(3) 本制度を必要とする者に制度情報を周知するため、機構ホームページ、行政機関等を通じた広報を実施するほか、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体との連携協力による広範な広報活動を展開する。</p> <p>多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるた</p>	<p>【貸付制度の周知】#97</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構ホームページによる広報やリーフレット等による受託金融機関等を通じた広報を実施するとともに、自治体、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等に協力依頼し、制度情報の周知を行った。 ○ 機構ホームページ、リーフレット等において、多重債務者に対する専門相談機関への相談の勧奨、相談先等について明記するとともに、金融機関に対しても相談先リストを活用した借入申込者等への必要な情報提供について徹底した。

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>め、機構ホームページ、リーフレット等の広報媒体に相談先等を明示するほか、金融機関に対しても相談機関連絡先に関する情報提供を行う。</p> <p>業務実績について、国民に対しわかりやすく機構ホームページで公表する。</p>	<p>○ 貸付実行、貸付残高等の業務実績を、決算確定後の平成22年9月に機構ホームページで公表するとともに、貸付条件変更制度についてもその内容及び実績を同年12月から公表した。</p> <p>○ 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、以下の措置を講じることを機構ホームページに掲載したうえで、迅速かつ適切な対応を図った。</p> <p>①平成23年4月15日の約定返済について一律に猶予 ②平成23年6月以降の貸付条件の変更措置 ③専用のフリーダイヤルによる融資相談（土日対応を含む。） ④新規借入申込について、提出必要書類等の緩和</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：40》</p>
	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p>	<p>【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#98</p> <p>○ 受託金融機関に対する指導を効率的に実施するため、受託金融機関事務打合せ会議を適正な規模の会場を選定し、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で開催（全国7か所計9回開催）した。</p>
<p>(4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。</p>	<p>(5) 借入申込から貸付実行までの事務処理方法の効率化について検討を行う。</p>	<p>【事務処理方法の問題点の洗い出し】#99</p> <p>○ 借入申込から貸付実行までの事務処理方法について、問題点の洗い出しを行い、貸付決定処理にあたって作成する資料をスリム化することなどにより事務を効率化した。</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価項目13	評 定	
	<p>平成22年2月から「資金の必要性等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「貸付条件変更制度の導入」に係る制度取扱変更を行ったところであるが、取扱変更の内容を受託金融機関の取扱窓口に周知徹底すること等により、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施した。</p> <p>なお、新たに導入した貸付条件変更については、機構ホームページ等で制度内容を周知し、返済中に生活困窮に陥った者に係る変更承認を年間3,556件行い、利用者の生活の安定を支援することに寄与した。</p> <p>また、制度運営の実態を把握するため、平成22年8月3日から9月1日の間に利用者に対するアンケート調査を実施し、4,096人から回答を得る（対象者23,071人、回答率17.8%）とともに、集計、分析のうえ報告書を機構ホームページに掲載した。</p> <p>東日本大震災で被災者された利用者に対しては、平成23年3月に同年4月の返済分を一律猶予するなどの対応を決めるとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口（土日対応を含む。）を設けるなど迅速に対応した。</p> <p>平成22年度の貸付金利にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に把握するとともに、中期目標期間中（平成24年度末まで）における損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提とし設定した。そのため、平成22年度決算においては、当期総損失を計上したが、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において十分な代替措置の検討を進めるとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を取りまとめたところであり、機構においては、当該方針に基づき必要な措置を講ずることとし、その実施に向けた金融機関等との実務面の調整を行った。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。</p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映した。 ・ 年金担保貸付事業においては、中期目標期間中の損益が均衡するように貸付金利の見直しを3回実施し適正化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成22年6月には、平成21年度決算及び財投機関債の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の引き下げを決定 ② 平成22年10月には、上半期の貸付実績等に基づく検証により貸付金利の据置きを決定 ③ 平成23年1月には、財投機関債の発行状況や平成22年度の執行状況等を踏まえた収支状況の影響を検証を行い、貸付金利の引き下げを決定 ・ 労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて3回実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。 ・ 上記のとおり、平成22年度の貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中（平成24年度末）の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、平成22年度決算においては、年金担保貸付事業において当期総損失167百万円を計上した 				

が、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。

※ 業務実績P88【利率設定方式の見直し】#94参照

[実績：○]

- 平成22年2月の制度取扱変更について、受託金融機関の取扱窓口で周知を図ること等により、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施したことなどにより、1件当たりの貸付金額が減少した。

(参考：1件当たりの貸付金額)

区 分	平成22年度	平成21年度
年金担保貸付	845千円	876千円
労災年金担保貸付	1,305千円	1,337千円

※ 業務実績P88【無理のない返済に配慮した制度の運用】#95参照

[実績：○]

- 平成22年2月に導入した返済期間中生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更制度において、年間3,556件の変更承認を行い、利用者の生活の安定を支援することに寄与した。

- 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、以下の措置を講じることとし、機構ホームページに掲載したうえで、迅速かつ適切に対応した。

- 平成23年4月15日の約定返済について一律猶予
- 平成23年6月以降の貸付条件の変更措置
- 専用のフリーダイヤルによる融資相談（土日対応を含む。）
- 新規借入申込について、提出必要書類等の緩和

※ 業務実績P88【無理のない返済に配慮した制度の運用】#95参照

[実績：○]

- 制度の周知で無理のない借入などの注意を促すためリーフレットを計96万部作成し、受託金融機関、年金事務所等に加え、新たに都道府県・政令市・中核市、社会福祉協議会にも配布した。

また、リーフレットについては、平成22年度よりこれまで年金担保貸付・労災年金貸付別及び年間の上期・下期別に作成していたものを見直し、一体化することにより経費および事務処理の効率化を図った。（コスト削減▲177千円）

- 低所得者、多重債務者等への相談等を行う福祉関係、司法関係、消費者関係の団体に対して、制度を必要としている者への情報提供について協力依頼を行った。

- 厚生労働省より示された方針に基づき、昨年度に引き続き、生活保護受給者への年金担保貸付の利用制限の周知を図った。

- 東日本大震災の被災地域に居住する債務者に対し、返済猶予措置等の内容について機構ホームページにより周知を図った。

※ 業務実績P88【貸付制度の周知】#97参照

[実績：○]

- 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るために、受託金融機関事務打合せ会議を全国7か所計9回開催した。

○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。

○ 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。

○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。

○ 受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。

<p>○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>開催にあたっては、適正な規模の会場を選定し、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で開催することにより事務及び経費の効率化を図った。 ※ 業務実績P89【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#98参照</p> <p>[実績：○] ・ 借入申込みから貸付実行までの事務処理方法、問題点について検討し、貸付決定処理にあたって作成する資料をスリム化するなど事務処理方法の見直しを行った。 ※ 業務実績P89【事務処理方法の問題点の洗い出し】#99参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] ・ 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、以下の措置を講じることを機構ホームページに掲載したうえで、迅速かつ適切な対応を図った。 ① 平成23年4月15日の約定返済について一律に猶予 ② 平成23年6月以降の貸付条件の変更措置 ③ 専用のフリーダイヤルによる融資相談（土日対応を含む。） ④ 新規借入申込について、提出必要書類等の緩和</p> <p>・ 制度運営の実態把握をするため、平成22年8月3日から9月1日の間の借入申込者に対して、アンケート調査を実施し、その結果を同年12月に機構ホームページにおいて公表した。</p> <p>・ 当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において十分な代替措置の検討を進めるとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を取りまとめたところであり、機構においては、当該方針に基づき必要な措置を講ずることとし、その実施に向けた金融機関等との実務面の調整を行った。</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意して業務を実施した。</p>
<p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p>	<p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p>	<p>(1) 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p>	<p>【貸付先の財務分析】#100</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての転貸法人について、平成21年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人からのヒアリング及び必要な指導等を行った。 ○ 住宅生活協同組合等については、受託金融機関からその現状についての報告及び決算書を徴求して、財務状況等の分析を行った。解散等が考えられる生協については、受託金融機関に債権譲渡等を行った。(平成22年5月、6月、7月及び平成23年3月実施) <p>【保証機関等の評価等】#101</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連帯保証人の状況について、受託金融機関から報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ○ 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。 <p>【受託金融機関への指導強化】#102</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関に対する指導を効率的に実施するため、受託金融機関事務打合せ会議を適正な規模の会場を選定し、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催(全国7か所計9回開催)した。
	<p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p>	<p>(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p>	<p>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#103</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。
	<p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>(3) 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>【保証履行能力の把握及び分析】#104</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸債権に係るローン保証会社の財務諸表及び格付け(Moody's、S&P)により、各社の保証履行能力の実態把握及び分析を行い、保証履行能力を確認した。

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p>	<p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p>	<p>(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴い、ローン返済困難者に係る返済条件の変更措置を充実するとともに、災害の被災者等に対しても、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。返済条件変更措置の内容等については、時宜に応じて、関係機関、機構ホームページ等によりの確に周知する。</p>	<p>【適時的確な債権回収】 #105</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解散を予定している3貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうち、機構債権の受託金融機関への債権譲渡により、債権回収を行った。(実績165百万円) <p>【返済条件の変更措置の実施等】 #106</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置として1,619件、民事再生法の適用による返済条件の変更として67件、計1,686件の措置を講じた。平成22年度は、経済情勢等の悪化等に伴い、前年度に比して133.2%の増となった。 ○ 中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえ、ローン返済困難者に係る返済条件の変更措置の拡充(元金償還猶予期間中の利息の軽減)を行うとともに、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知した。 また、東日本大震災等の災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知した。 ○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置の実施状況を機構ホームページにおいて公表した。 ○ 東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、返済相談など、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じた。 《添付資料：42》
<p>③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>(5) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行うとともに、長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期回収に努める。</p>	<p>【延滞債権への対応】 #107</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。また、短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行った。
	<p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p>	<p>(6) 転貸法人に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p>	<p>【転貸法人への指導強化】 #108</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、指導専門員及び転貸法人から定期報告(年2回)及び指導専門員の打ち合わせ会議(平成23年2月実施)を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行った。

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>(7) 業務実績について、国民に対しわかりやすく機構ホームページで公表する。</p>	<p>【業務実績の公表】#109 ○ 融資残高実績等について、決算確定後の平成22年9月に機構ホームページにおいて公表した。</p>
<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。</p>	<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。</p>		

評価の視点等	自己評価	A	評価項目14	評 定	
	<p>貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人からのヒアリング及び必要な指導等を行った。連帯保証人の状況について、受託金融機関から報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示するとともに、全額債務保証を行っている金融機関について、保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図った。</p> <p>また、延滞債権の発生の抑制を図るため、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうえ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うとともに、中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえ、ローン返済困難者に係る返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を行った。また、東日本大震災等の被災者に係る返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知するとともに、被災されたお客さまに対しては、返済相談など、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じた。</p> <p>延滞債権への対応については、受託金融機関に対し貸付先に対する督促、保証人の調査等を指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めた。</p> <p>その結果、平成22年度の国庫納付金として、約3,809億円を平成23年7月8日に国庫納付済みである。</p> <p>なお、当該業務については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、職員を2名削減した。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>① 年1回実施し、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P93【貸付先の財務分析】#100参照</p> <p>② 年1回実施し、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P93【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#103参照</p> <p>③ 年1回実施し、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P93【保証履行能力の把握及び分析】#104参照</p>				
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付先の財務状況等の把握及び分析について、転貸法人については、転貸法人から決算書の提出を求め、各種分析指標との比較により、財務分析を行った。住宅生活協同組合等については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書の提出を求め、財務状況等の分析を行った。 <p>また、すべての転貸法人について、個別ヒアリングを行うとともに、解散等が考えられる</p>				

<p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p>	<p>生協については、受託金融機関に債権譲渡等を行った。 ※ 業務実績P93【貸付先の財務分析】#100参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額債務保証を行っている325受託金融機関について、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。 また、保証人の状況について受託金融機関から報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ※ 業務実績P93【保証機関等の評価等】#101参照 ・ 受託金融機関事務打合せ会議については、債権の管理・回収の留意点等について効率的な周知を図るため、開催場所等を見直し、平成23年1月～2月に全国7か所で9回開催し、受託金融機関に対する指導を行った。 ・ 受託金融機関事務打ち合せ会議については、引き続き年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P93【受託金融機関への指導強化】#102参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金住宅等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。 ※ 業務実績P93【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#103参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転貸債権に係る保証債務を行っているローン保証会社（24社）について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等の収集により、その保証履行能力の把握・分析を行い、保証履行能力を確認した。 ※ 業務実績P93【保証履行能力の把握及び分析】#104参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解散を予定している3貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議の上、機構債権の受託金融機関への債権譲渡により、債権回収を行った。 ※ 業務実績P94【適時的確な債権回収】#105参照 ・ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者について、1,619件の返済特例措置及び67件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、災害等の被保険者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。 ※ 業務実績P94【返済条件の変更措置の実施等】#106参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求を行い担保物件の処分を適切に行い、早期の債権回収に努めた。 ※ 業務実績P94【延滞債権への対応】#107参照 	
--	---	--

<p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に個別ヒアリングを行うとともに必要な指導・助言を行った。 また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（平成23年2月実施）を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行った。 ※ 業務実績P94【転貸法人への指導強化】#108参照 <p>[実績：○]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者サービスの向上を図るため、中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえた対応として、貸付条件の変更を積極的に推進するとともに、元金償還猶予期間中の金利の引下げ等を見直しを図り、住宅ローン返済困難者の生活安定に寄与している。 ・ 当該業務については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、職員を2名削減した。 ・ 東日本大震災等の被災者に係る返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知するとともに、被災されたお客さまに対しては、返済相談など、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じた。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																						
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>【予算、収支計画及び資金計画】#110 ○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 なお、予算、収支計画及び資金計画の実績は、平成22事業年度決算報告書のとおりである。 《添付資料：43》</p> <p>【繰越欠損金の発生状況等】#111 ○ 心身障害者扶養保険事業については、平成20年4月の制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなったところであるが、サブプライムローン問題やリーマン・ショックに端を発する金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度及び平成22年度において目標収益率を確保することができなかつたため、保険勘定における繰越欠損金が解消していない状況である。</p> <p>○ なお、平成22年度末における繰越欠損金については、約111億円となり、前年度に比べ約15億円増加した。</p>																						
<p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p>			<p>【運営費交付金以外の収入の確保】#112 ○ 平成22年度における福祉医療経営指導事業収入及び福祉保健医療情報サービス事業収入の実績は、以下のとおり各事業において予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>48,949千円</td> <td>39,329千円</td> <td>124.5%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>26,620千円</td> <td>19,978千円</td> <td>133.2%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>75,568千円</td> <td>59,307千円</td> <td>127.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	48,949千円	39,329千円	124.5%	福祉保健医療情報サービス事業収入	26,620千円	19,978千円	133.2%	合 計	75,568千円	59,307千円	127.4%						
区 分	実績額	予算額	対予算比																						
福祉医療経営指導事業収入	48,949千円	39,329千円	124.5%																						
福祉保健医療情報サービス事業収入	26,620千円	19,978千円	133.2%																						
合 計	75,568千円	59,307千円	127.4%																						
<p>2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p>			<p>【財投機関債の発行等による資金調達】#113 ○ 財投機関債の発行については、金利が低下する等の市場環境の中で、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（実績32件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>年 限</th> <th>発 行 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉医療貸付事業 （一般勘定）</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成22年 6月16日</td> </tr> <tr> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成22年12月16日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）</td> <td>300億円</td> <td>3年</td> <td>平成22年 6月16日</td> </tr> <tr> <td>290億円</td> <td>3年</td> <td>平成22年12月16日</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>790億円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>《添付資料：44》</p>	区 分	金 額	年 限	発 行 日	福祉医療貸付事業 （一般勘定）	100億円	10年	平成22年 6月16日	100億円	10年	平成22年12月16日	年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）	300億円	3年	平成22年 6月16日	290億円	3年	平成22年12月16日	合 計	790億円	—	—
区 分	金 額	年 限	発 行 日																						
福祉医療貸付事業 （一般勘定）	100億円	10年	平成22年 6月16日																						
	100億円	10年	平成22年12月16日																						
年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）	300億円	3年	平成22年 6月16日																						
	290億円	3年	平成22年12月16日																						
合 計	790億円	—	—																						

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績						
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91,600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91,600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>【短期借入金の実績】#114</p> <p>○ 年金担保貸付勘定において、資金繰上、一時的に貸付原資が不足したことから、短期借入金（合計36回で238,080百万円）で対応した。 なお、短期借入金（238,080百万円）のうち、206,490百万円については、年金担保貸付事業の利用者からの貸付回収金で返済し、31,590百万円については、平成23年度に繰越した。</p>						
<p>3 資産の有効活用</p> <p>機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舍（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舍（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）の売却を進める。 公庫総合運動場については、国、関係法人及び地元自治体と協議し、売却等に向けた検討を行う。</p>	<p>【保有資産の見直し】#115</p> <p>○ 戸塚宿舍については、平成22年8月17日に一般競争入札を執行した結果、落札を決定し、同年9月27日付で売却代金の決済及び所有権移転を実施した。 なお、当該売却代金については、見直しの基本方針に基づき、平成23年3月30日付で国庫納付した。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="1834 1241 2881 1325"> <thead> <tr> <th>売却収入 (A)</th> <th>売却に要した費用 (B)</th> <th>国庫納付額 (A-B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">217,000</td> <td style="text-align: center;">2,723</td> <td style="text-align: center;">214,277</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">《添付資料：45》</p> <p>○ また、見直しの基本方針において、平成23年度中に国庫納付するとされている公庫総合運動場及び宝塚宿舍ほかについては、売却に係る手続き及び売却に向けた検討を進めていたが、独立行政法人通則法の改正（平成22年11月27日施行）及び見直しの基本方針に伴い、不要財産については原則現物により国庫納付することとされたため、現物による国庫納付の方法について財務省理財局と事前調整を行った。 なお、当該資産については、平成23年度中に国庫納付を行うこととしている。</p>	売却収入 (A)	売却に要した費用 (B)	国庫納付額 (A-B)	217,000	2,723	214,277
売却収入 (A)	売却に要した費用 (B)	国庫納付額 (A-B)							
217,000	2,723	214,277							
	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 							

評価の視点等	自己評価	A	評価項目15	評 定																	
	<p>平成22年度において、一般管理費、人件費及び業務経費の節減について、年度ごとの削減目標額を上回る削減を実施することができた。</p> <p>福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>また、財投機関債の発行については、金利が低下する等の市場環境の中で、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（32件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>さらに、保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき適切に対応を図り、戸塚宿舎を売却し売却代金を平成23年3月30日付で国庫納付した。</p> <p>また、その他保有する資産である公庫総合運動場及び宿舎については、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付すべく手続きを進めている。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>																	
<p>〔数値目標〕</p> <p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。</p>	<p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において次のとおり予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <table border="1" data-bbox="845 936 1941 1131"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>48,949千円</td> <td>39,329千円</td> <td>124.5%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>26,620千円</td> <td>19,978千円</td> <td>133.2%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>75,568千円</td> <td>59,307千円</td> <td>127.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔福祉医療経営指導事業〕 福祉医療経営指導事業においては、積極的なPR活動やカリキュラムの改編等を実施することにより、セミナー受講者数が増加し、予算額を上回る自己収入（対予算比124.5%）を確保した。</p> <p>〔福祉保健医療情報サービス事業〕 福祉保健医療情報サービス事業においては、民間企業とのタイアップにより特集コーナーを平成21年度に引き続き実施したほか、機構及び外部で開催されたセミナー等に参加しバナー広告の募集を行った結果、予算額を上回る自己収入（対予算比133.2%）を確保した。 ※ 業務実績P99【運営費交付金以外の収入の確保】#112参照</p>	区 分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	48,949千円	39,329千円	124.5%	福祉保健医療情報サービス事業収入	26,620千円	19,978千円	133.2%	合 計	75,568千円	59,307千円	127.4%				
区 分	実績額	予算額	対予算比																		
福祉医療経営指導事業収入	48,949千円	39,329千円	124.5%																		
福祉保健医療情報サービス事業収入	26,620千円	19,978千円	133.2%																		
合 計	75,568千円	59,307千円	127.4%																		
<p>〔評価の視点〕</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p>	<p>〔実績：○〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において次のとおり予算額を上回る自己収入を確保することができた。 ※ 業務実績P99【運営費交付金以外の収入の確保】#112参照 																				

<p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。</p> <p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 （政・独委評価の視点） （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。 （政・独委評価の視点）</p> <p>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金利が低下する等の市場環境の中で、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（32件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を実施した。 ※ 業務実績P99【財投機関債の発行等による資金調達】#113参照 <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○]</p>	
--	--	--

<p>行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P47「事務・事業の見直し等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P47「事務・事業の見直し等」参照</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。</p> <p>④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。</p> <p>② コスト意識・無駄排除及び制度改善に関する職員の取組を人事評価結果に反映するための仕組みを強化する。</p> <p>③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度を導入・実施する。</p> <p>④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 平成22年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。</p>	<p>【適正な人員配置】#116 【組織のスリム化等】に同じ</p> <p>【人事評価制度の運用】#117 ○ 機構が求める目標（「コスト意識・ムダ排除」など）に積極的に取り組んでいると認められる者に対し、平成22年度から総合評価に加点し、高く評価することとしたほか、コンピテンシー評価項目のウェイトを見直すなど、コスト意識・ムダ排除及び制度改善に関する職員の取組を人事評価結果に反映するための仕組みを強化した。 《添付資料：46》</p> <p>【研修の充実】#118 ○ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、福祉・医療分野における専門家等を招いて12回の研修を開催した。（延べ参加人数454人） また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年4月から資格取得支援制度を新たに導入・実施した。</p> <p>○ 教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューを追加するとともに、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。 《添付資料：47》</p> <p>【人員に係る指標】#119 ○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数は254人（再雇用職員3人を含む）となった。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
	<p>間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	

評価の視点等	自己評価	A	評価項目16	評 定	
	<p>人事評価制度の適正な運用を図るため、評価結果を昇給等に反映させたとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入し、人事評価結果に基づく処遇の推進を図った。</p> <p>研修の充実については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年4月から資格取得支援制度を新たに導入・実施した。さらに、教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューを追加するとともに、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。</p> <p>人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成22年度末の常勤職員数は254人（再雇用職員3人を含む）、期初の常勤職員数の84.9%となり、年度計画を達成した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。</p>	<p>○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成22年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の84.9%となり、年度計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P104【人員に係る指標】#119参照</p>				
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。</p> <p>○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価結果を昇給等に反映させたとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入し、人事評価結果に基づく処遇の推進を図った。 ※ 業務実績P104【人事評価制度の運用】#117参照 福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年4月から資格取得支援制度を新たに導入・実施した。 教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューを追加するとともに、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。 ※ 業務実績P104【研修の充実】#118参照 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の人事評価制度は、「業務の遂行の結果としての部成果」と「成果を出すプロセスにおいて発揮された能力」を評価の対象とする制度として構築したものであり、平成22年度においても、評価結果を昇給等に適切に反映させた。 ※ 業務実績P104【人事評価制度の運用】#117参照 				

<p>○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。</p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。</p> <p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標】のとおり年度計画を達成した。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度より国家公務員再就職者が就任していた理事ポスト（1名）を削減したことにより、国家公務員再就職者は0となった。また、国家公務員の再就職者（職員）のポストについては、現職者定年後、国家公務員による再就職を解消することとした。 なお、平成21年度までに廃止するよう指導されている国家公務員再就職者が就いている嘱託ポストに該当するものは設置していない。 <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当ポストなし。 	
---	--	--